

# 提案募集の内容及び 提案募集に寄せられた主な意見

■提案募集期間：平成21年1月9日～2月9日（1か月間）

■意見提出者：21件

（フュージョン・コミュニケーションズ株式会社、社団法人テレコムサービス協会MVNO協議会、日本電信電話株式会社、個人、株式会社ケイ・オブティコム、株式会社STNet、米国政府、社団法人テレコムサービス協会政策委員会、UQコミュニケーションズ株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、関西ブロードバンド株式会社、ソフトバンクBB株式会社・ソフトバンクテレコム株式会社・ソフトバンクモバイル株式会社、KDDI株式会社、西日本電信電話株式会社、モバイル・コンテンツ・フォーラム、株式会社ウィルコム、イー・アクセス株式会社・株式会社アッカ・ネットワークス、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、東日本電信電話株式会社、米国商工会議所情報技術委員会、イー・モバイル株式会社）

■提案募集に寄せられた各意見は、今後の議論の参考とするものであり、本資料は、主な意見を提案募集の項目ごとに整理したものである

平成21年3月3日  
総務省総合通信基盤局  
料金サービス課

## 【検討項目1】規制根拠・規制内容の差異

- 第二種指定電気通信設備制度は、電波の有限希少性等により新規参入が困難な市場が形成されており、このような市場で相対的に多数の移動端末設備を収容する設備を設置する事業者は、他の事業者との接続協議において強い交渉力を有し、優越的な地位に立つといった市場支配力に起因した規制である。
  - ①この点が、設備のボトルネック性に起因した規制である第一種指定電気通信設備制度とは異なるが、上記**市場環境の変化等を踏まえ、両指定電気通信設備制度間の規制根拠の差異についてどのように考えるか。**
  - ②また、両制度の規制根拠の差異に起因して、第一種指定電気通信設備を設置する事業者には、接続約款の認可制・接続会計の整理義務等が課される一方、第二種指定電気通信設備を設置する事業者には、接続約款の届出義務が課される等の規制の差異が生じているが、**両者の規制根拠の差異に照らして現行の規制の差異についてどのように考えるか。**

## ■ 第一種指定電気通信設備制度と同様の規制が必要

- **第二種指定電気通信設備制度は、独禁法のような一般法と異なる特別法としての規制の特色が活かされているのかどうか、競争促進として十分に機能しているかが問題。**一種指定設備と同様なルール化(非裁量性)、明確化(予測可能性)及び適正な手続の整備が必要(イー・モバイル)
- 規制根拠が電波の有限希少性に起因するとの相違はあるものの、回線設備を設置する事業者は、他の事業者との接続協議において優越的な地位に立つことは変わりはない。国民生活に与える影響が大きい市場で市場支配的な地位を有する事業者は、一種指定設備と同等の規制を課すべき(テレサ協)
- 携帯電話事業は、**電波という有限希少資源を用いた事業性のため、結果として寡占市場を形成。現在の携帯電話市場は、固定電話市場を上回る契約者数を有しているため、電気通信市場全体での市場支配力は非常に大きく、それ以外の電気通信事業者は相互接続なしには事業が成り立たない。**しかし、接続料は高額であり、接続料の内訳を開示させるためにも、携帯電話を提供する事業者に対し、一種指定設備と同等の規制が必要(フュージョン・コミュニケーションズ)
- 電波の希少性や市場の寡占状態、固定系との機能の差が少ないこと等にかんがみ、移動通信でも固定系と同様の制度を導入することを提案(MVNO協議会)
- モバイルは通話だけでなくインターネット上のコンテンツやサービスを享受するための基礎的なインフラ。競争環境をみると、大手三社のシェアが90%以上と高く固定網と同様の寡占市場であり、ボトルネック性に起因した一種指定設備と規制の差異を設ける必要性は薄れている(MCF)
- 両制度の規制根拠の差異を撤廃し同一の規制根拠を新たに定めること等により、二種指定設備の規制を一種指定設備と同水準にすべき(個人)

## ■ 第一種指定電気通信設備制度と第二種指定電気通信設備制度では規制根拠が異なり、規制内容を同一にする必要はない

- 公共財として**電波の配分を巡る公平性の問題とボトルネック設備のオープン化の問題とで規制根拠は異なり、規制内容を同一にする必要はない**(NTT持株)
- NTT1社時代の加入者網の独占を背景とする設備的理由である一種指定設備と電波の希少性による参入障壁の高さからくる二種指定設備とは、自ずとその背景が異なるため、規制内容に差異が生じることは当然(STNet)
- モバイル市場は、新規参入機会が適宜与えられており、固定系のようなボトルネック設備がないため、現行規制は、規制根拠の差異に照らして妥当(UQコミュニケーションズ)

<続き> ■第一種指定電気通信設備制度と第二種指定電気通信設備制度では規制根拠が異なり、規制内容を同一にする必要はない

- **固定系は、NTT東西のボトルネック設備の存在により、事実上設備競争が不可能な状況**にある一方、**移動体は設備競争が可能な環境にあり、実際に競争が機能**している。また、両者の歴史的経緯も異なることから、規制根拠の差異は厳然として存在しているものと理解(KDDI)
- 不可欠設備としての一指定設備と同等の規制を課すことは合理的でないばかりか、国際競争力に悪影響を及ぼす懸念(NTTドコモ)

■第二種指定電気通信設備制度は、すべての携帯電話事業者に適用すべき

- 携帯電話サービスの急速な普及により、移動通信市場の中で見ればシェア25%に満たないとして**二種指定設備規制の対象外とされている事業者であっても、約2,000万の契約者を抱えるようになる等、規制が課されていない携帯電話事業者の交渉力は強くなっている**。したがって、現に規制が課されておらず、接続料が高止まりしている携帯電話事業者の接続料の適正性を確保する等の観点から、二種指定設備規制は、事業者ごとにその適用の可否を違えるべきでない(NTT西日本、NTT持株、NTTコミュニケーションズ)
- **二種指定事業者に課される適正な接続料の算定及び接続約款の作成・公表等は何ら特別なものではなく、むしろ全事業者が遵守することが望ましい規制**と位置付けられるべきものであり、事業者により扱いに差を設ける必然性はないこと、また、**欧州では**、当初は25%基準でSMP事業者を指定していたが、2003年以降、**携帯着信における支配力の観点から、全ての携帯事業者がSMP事業者に指定**されたこと等から、二種指定設備制度の規制レベルについて、特定の携帯事業者を適用対象とするのではなく、全ての事業者に適用することが適当(NTTドコモ)
- 移動通信事業者は、国から有限希少な電波の割当を受けた事業者であり、公共財を利用して事業展開をしている以上、全ての移動通信事業者は、他の事業者に対して適正な料金で円滑な接続を確保する責務がある。したがって、二種指定設備制度は、特定の事業者だけを対象とするのではなく、全ての事業者を対象とすべき(NTT東日本)

- 指定電気通信設備を設置する移動通信事業者の範囲として、契約者数が多く寡占状態を形成している上位3社を指定することを提案(MVNO協議会)

■市場シェア40%~50%を超える事業者には、追加的に更なる規制を課すことを検討すべき

- 二種指定設備制度においてはボトルネック設備は存在しないものの、**一般的な競争法の整理やEUにおける市場支配力の議論では、市場シェアが40%~50%の閾値を超える場合には市場支配力の存在などが認められている**ことから、現行の二種指定設備制度の内容は維持しつつ、市場シェアが40%~50%を超える二種指定設備事業者に対して、追加的に更なる規制を課すという二段階の規制の導入についても検討すべき(SB)

## 【検討項目2】標準的接続箇所・アンバンドル

■第二種指定電気通信設備制度では、接続箇所(POI)の設置や機能のアンバンドルに関する考え方は整理されておらず、事業者の任意に行われている状況である。この点、アンバンドルに係る紛争事案が現に発生したことに加え、今後通信プラットフォーム市場やコンテンツ配信市場が拡大する中で、ネットワークが有する多様な機能の利用を求める事業者の増加が見込まれること等を踏まえ、

- ①第二種指定電気通信設備制度において、**標準的接続箇所やアンバンドルに関する考え方を整理し必要な仕組みを設けることについてどのように考えるか。**
- ②**仮に考え方を整理する場合は、どのような点に留意しつつ、どのような考え方を採用することが適当か**(第一種指定電気通信設備制度では、過度の経済的負担を与えることがないように留意しつつ、他事業者の要望があり、技術的に可能な場合は、アンバンドル等が義務付けられる)。

## ■標準的接続箇所の設置や機能のアンバンドル化が必要

- 機能のアンバンドル化を進め、アンバンドル化された機能を定義するとともに、標準的接続箇所を設定すべき。その理由は、**MNOとの間でアンバンドルに係る紛争事案が発生したことに加え、位置情報機能や料金情報等に関するインターフェース公開の要望がなされていること、更に接続料や接続会計の透明性やトレーサビリティを担保することで今後の情報通信プラットフォーム事業やMVNO事業の進展に合わせ、様々なサービス創造を促進する原動力となる可能性が高いことによる**(MVNO協議会)
- 電気通信市場における携帯電話事業者の市場支配力は今後も大きくなる一方であり、今後固定電話と携帯電話の融合が進むことを考えると、携帯電話網の他事業者への開放は、電気通信市場の健全な競争環境整備のために不可欠。**一定規模以上の事業者には、現在と同様のPOI設置や機能のアンバンドル化は必要(STNet)
- 二種指定設備制度でも、一種指定設備制度と同様の標準的接続箇所やアンバンドルの考え方を導入することが必要。また、アンバンドルに関する要望の検討では、二者間協議で合意に至るのは難しいため、可能な限り複数の利害関係者が参加するオープンな場での協議が可能となるよう要望(テレサ協)
- 二種指定設備制度の標準的接続箇所やアンバンドルについては、①現行の垂直モデルに依存せず、どのレイヤーで接続するか技術的に可能かどうかの検証、②接続事業者が、音声やデータ通信などサービス形態に応じて、サービスや料金を柔軟に設定できるかどうかの検証、の二点に留意が必要(イー・モバイル)
- アンバンドルに関する考え方の整理は、ITU等が定義しているインターフェースごとのアンバンドル化から進めるべき。また、携帯電話会社が保有するプラットフォーム(課金、認証、位置情報提供機能等)やローミング機能もアンバンドル化の対象と考える(個人)

## ■ボトルネック設備である固定電話と同様のアンバンドル規制を導入する必要はない

- 設備の代替性が確保され、不可欠設備に該当しない携帯電話に対し、事前規制としてアンバンドルを導入する必要は認められない。**また、協議により合意形成を図るのが基本。アンバンドル規制は、**ネットワーク設備の弾力的な構築・高度化への支障**となり、**諸外国でも携帯電話にアンバンドル規制は存在しない**(NTTドコモ)
- アンバンドルは、既に構築された不可欠設備について競争事業者がその一部を利用可能とするための措置。二種指定設備とは規制根拠が元々異なる。しかも、現行制度はシェア25%超の場合に「移動端末と接続される伝送路設備及び当該役務提供のために設置する設備の総体」を対象としているが、アンバンドルを想定した規定になっていない(NTT持株)
- 移動体は、限られた無線帯域を複数のユーザで共有するという技術的特性があり、常にネットワーク全体の安定運用確保に配慮しながら設備を運用することが必要。そのため、各事業者はMVNO等からの要望に対し、協議を行い、合意の上で接続箇所等を決定しており、このような現状の枠組の継続が適当(KDDI)

### 【検討項目3】適正な原価・適正な利潤

- 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の接続料は、「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたもの」であることが必要とされている(法第34条第3項第4号)が、これまで「適正な原価」や「適正な利潤」の内容や算定方法については、必ずしも明確な基準が存在しなかったところである。
  - ①接続料算定の透明性向上を図る観点から、「**適正な原価**」や「**適正な利潤**」の**明確化を図ることについてどのように考えるか**。
  - ②仮に明確化を図る場合、第一種指定電気通信設備制度における「適正な原価」や「適正な利潤」の内容や算定方法との関係を踏まえ、「**適正な原価**」「**適正な利潤**」の**内容や算定方法についてどのように考えるか**。

### ■適正な原価・適正な利潤の内容について明確化を図るべき

- 二種指定設備制度では、**接続会計がないため、適正原価の把握は非常に難しく、また接続約款が届出制ということもあり、接続料算定プロセスは開示されていない現状**。携帯電話の接続料は高止まりしているが、なぜ高いのか検証もできない。まずは、適正原価の算定プロセスの明確化が必要であり、原価の範囲、算定期、算定方法の基本的な考え方等の整理を行った上で、設定された接続料については、二種指定事業者が説明する責任がある(イー・モバイル)
- 接続料の算定方法の明確化を図ることに賛同**(NTTドコモ)
- 接続料の算定過程は開示されていないので、「適正な原価」「適正な利潤」であることは確認できない。携帯電話事業の販売奨励金の扱い、自社グループ内の固定電話・携帯電話間の無料通話提供における接続料の取扱いとグループ外通話における接続料の取扱いが不透明との指摘もある(フュージョン・コミュニケーションズ)
- 二種指定制度では、接続料の算定方式に関する明確な基準が存在しない。事業者(MNO)の営業利益が益々高い水準に到達しつつあることを考えると、現在の接続約款に規定されている接続料水準が妥当な水準なのか否かも含めて、接続料算定の方法論を明確に定める価値は極めて高い(MVNO協議会)
- 携帯電話事業者の市場支配力の大きさにかんがみれば、接続料の算定方法及び算定内容の明確化を行うことが必要(STNet)
- 移動体着信料金の水準が、日本の法律に沿い、効率的な経営の下、コスト志向の原則に基づいた価格に設定されているか否かを評価する調査を開始し、その結果を時宜を得た形で公表すること、また移動体事業分野におけるNTTドコモの支配的立場を分析し、また、全移動体事業者が下位市場において移動体着信料金に対してどの程度市場力を発揮しているのか分析することを提言する(米国政府)
- 一種指定設備制度と同様、規則、接続会計を法令で定めることにより、接続料算定の透明性向上を図る観点から、適正な原価・利潤の明確化を図るべき(個人)

### ■設備競争が機能している移動体では、設備の非効率性が生じる可能性は小さいため、一種指定設備制度と同様の規制コストをかける必要はない

- 設備競争が機能している移動体については、NTT東西のボトルネック設備のような設備の非効率性が生じる可能性は小さくなる。そのため、二種指定設備について、接続会計の作成義務などの一種設備と同様の規制コストをかける必要性は認められない。事実、移動体の接続料は現状でも毎年低下している(KDDI)

## ■「適正な原価」については、算定対象となる費用、設備範囲、配賦基準の明確化等が必要。特に営業費用の精査が必要

■接続のためにどの費用(設備コストなど)が算定の対象となるかを明確化することが最も重要。利用者料金収入で回収しているコストは費用から控除することも必要なので、費用・収入・トラフィック(回線数)等の把握も重要。また、携帯電話の接続料の対象は、音声通話の接続に必要なコストだけであり、それをどう切り分けるのかの検討が必要。

「適正な原価」の考え方としては、①算定対象となる費用の明確化、②算定対象となる設備範囲の明確化、③費用はなるべく直課することとし、直課可能な費用と配賦が必要な費用の明確化、④配賦基準の明確化、⑤配賦に使用する数値の考え方、数値の開示。特に、接続料に含めるべきでない営業費用の精査が必要。**接続料の対象とならない営業費用の例としては、一種指定設備制度のスタックテストにあげられているような営業費のほかにも、施設保全費(社員食堂、社員の福利厚生施設)、共通費(営業所における共通的作業の費用)、試験研究費(NTT持株会社への上納金、のれん代など)が考えられる**(イー・モバイル)

■接続料が、利用者料金との関係で逆ざやが発生するなど競争を阻害している可能性がある場合は、**利用者料金との関係で接続料を検証すべき**(イー・モバイル)

■接続料算定に際しては、①参照する移動通信網の決定、②算定に使うトラフィックの決定(現在のトラフィックか将来の予測か等)、③必要な会計制度の整備(規制会計)、④設定された会計制度から接続料を算定する手順の明確化、のすべてを明確に定めることが必要(MVNO協議会)

## ■接続料の適正性の検証は、全ての携帯電話事業者を対象に検討することが必要

■接続料の適正性の検証は、以下の観点から、全ての携帯電話事業者を対象に検討することが必要。特に、固定通信事業と携帯通信事業を1社(グループ)で提供している事業者の場合、自社やグループ内の取引条件が他事業者との取引条件と公平な取扱いとなっているか否かを検証することが必要

①**二種指定設備規制の対象外の事業者でも、約2,000万の契約者を抱えており、固定事業者から見るとその影響力は大きいこと**

②携帯事業者との接続料交渉で、接続料の引き下げや算定根拠の提示を求めても応じてもらえず、特に接続料が公開されていないため外部から牽制が働かない**二種指定設備規制の対象外の事業者の接続料が高止まりしていること**

③固定通信事業と移動通信事業を1社(グループ)で提供している事業者は、固定通信事業者に対して固定通信事業者の接続料よりも非常に割高な接続料を設定している一方、**自社又はグループ内の通話料を無料としており、その無料サービスの赤字を他事業者に適用する接続料で補填している懸念があること**。実際、ソフトバンクモバイル社は、2008年3月期中間決算説明会で、「自社内通話や自社グループ間通話の利用者料金を無料とする一方で、自社以外の携帯電話などから着信した場合に接続料をいただけるので利益を出すことができる」(ソフトバンク社公式ホームページ)と説明していること(NTT東西)

■接続料の算定方法の明確化を図ることに賛同。なお、その適用に当たっては、全ての携帯事業者を対象とすることが必要。その理由は以下のとおり。

①料金の分かりやすさ、及び発信ユーザが着信事業者を選べず、番号ポータビリティ導入以降、番号による識別もできない状況を踏まえ、**ユーザ利便性の観点から、着信事業者によらない統一的なユーザ料金を提供しているが、各携帯事業者の接続料水準が区々となっており、その格差が広がっている現状では、その料金体系の維持が困難となっている**。接続料水準の格差の主たる要因としては、接続料の算定方法の統一化・明確化が図られていないことが挙げられる

②各携帯事業者が接続に当たり受取・支払を行う接続料水準は、規制対象かにかかわらず、相互に適正な水準にあることが前提。片務的な関係は公正競争を阻害

③欧州でも、事業者間の接続料の格差の解消が図られている(NTTドコモ)

■算定方法の明確化が必要なのは、接続料が相対的に高いと言われている現在規制を課されていない事業者であり、全事業者を対象とした検討が不可欠(NTT持株)

### 【検討項目4】会計制度との関係

■現在、第二種指定電気通信設備を設置する事業者には、**規制会計(電気通信事業会計・接続会計)の整理が義務付けられておらず、接続料算定と規制会計がリンクしない形**となっている。**この点について、接続料算定の透明性・検証可能性向上の観点と規制コスト増大の観点等を踏まえ、どのように考えるか。**

### ■接続料の算定根拠を検証するために規制会計の整理が必要

- 携帯電話事業者の市場支配力の大きさにかんがみれば、接続料の算定根拠検証に必須となる規制会計の整理義務付けが必要(STNet)
- 現在の一種指定設備制度と同一概念の規制会計が義務付けられるべき。このようなコスト計算ができるようになることが、二種指定事業者の原価意識を高め、経営効率の向上に資する。米国でも、独禁法の強化が管理会計の発展を促した歴史的な事実もあり、コスト増を超えるコストダウンが期待可能。更に、ネットワーク構成の簡素化、設備や機能区分の簡素化、適用する接続料算定方式の統一・簡便化による合理化の進展も期待され、更なるコストダウンにつながる(MVNO協議会)
- 一種指定設備制度と同様、規則、接続会計を法令で定めることによって、接続料算定の透明性向上を図る観点から、適正な利潤・原価の明確化を図るべき(個人)
- 適正な原価・利潤に関するガイドライン等の作成は有益な取組だが、以下の理由から接続料の継続的な検証には十分でない。一種指定設備制度と同じく、将来的には、規制会計の導入を検討するとともに、接続約款の認可制の検討も要望(イー・モバイル)
  - ①接続会計がないため、算出に必要なデータを事業者が持っていない、又は公表されないこと
  - ②接続会計のように、管理部門と利用部門とに分けて事業者自ら行う営業活動に関する振替が行われていないため、一部を切り出して算出する接続料が接続事業者と二種指定事業者との間で公平性が担保されず、接続事業者にとって不利な接続料が設定される可能性があること
  - ③移動体市場は、固定市場に比較して、技術革新が早くまた周波数の関係によって、接続料の原価に過大な費用が反映される可能性があること
  - ④接続約款が届出制のままでは、接続料の妥当性をオープンに検証する機会がないこと

■**接続料算定方法の透明性向上を図る以上、その算定方法に基づいた算定が行われているかの検証は必要**。その際の留意点として**以下の点の考慮が必要**。

- ①規制会計の具体的な制度設計に当たっては、接続料算定の検証という目的に照らし、**電気通信事業会計をベースとし、また社外への公表に当たっては、重要な経営情報が含まれず、また必要以上に多岐かつ詳細な情報とならないように配慮が必要**
- ②接続料算定の検証も、**全ての携帯事業者を対象とすることが必要**
- ③接続料算定に必要なコスト情報を規制当局に提示している**フランス等では、全ての携帯事業者を対象とするとともに、公表義務は課していない**(NTTドコモ)

### ■接続会計の整理は不要

- 設備競争が機能している移動体については、NTT東西のボトルネック設備のような設備の非効率性が生じる可能性は小さくなる**。そのため、二種指定設備について、接続会計の作成義務などの**一種設備と同様の規制コストをかける必要性は認められない**。事実、移動体の接続料は現状でも毎年低下している(KDDI)
- 電気通信事業会計に基づく算定は既に行ってきたところであり、規制は最小限の範囲にとどめるべきであるため、会計制度の変更(接続会計の整理)は不要(NTT持株)

## 【検討項目5】その他

■その他、第二種指定電気通信設備制度について検討すべき事項はあるか。

### ■二種指定設備制度の見直しの効果が、二種指定事業者以外の事業者に及び、実質的な規制強化につながることはないようにすべき

■過去の「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用に関するガイドライン」等の議論では、指定電気通信事業者とそれ以外の事業者との区分を意識した議論が明確になされておらず、競争促進のために本来行政がサポートを行うべき他の事業者にまで規制の効果が及ぶルール整備がなされており、結果として指定電気通信事業者の優位性を是正する効果等が抑制されることになっている。今回の議論において二種指定設備制度の内容を見直す場合、ガイドライン等のルール整備により、二種指定事業者以外の事業者に規制の効果が及び、それらの事業者に対する実質的な規制強化に繋がることにならないようにすべき(SB)

### ■接続料や接続会計の方法論のベースになる電気通信事業会計と接続会計のベースとなる仕組みの構築を進めるべき

■今後、接続料や接続会計の方法論のベースになる電気通信事業会計と接続会計のベースとなる仕組みの構築を進めるべき。具体的には、①原価資料の明細を総務省にすべて提出し、総務省で独自に計算できる仕組み(この方針は英国で既に実施中)、②固定資産や無形資産の管理の充実、が重要(MVNO協議会)

### ■利用者料金の十分な監視を要望。少なくとも基本的な料金は届出制とし公表する等のルールの導入が必要

■「原価+適正利潤」を下回る(即ち原価割れ)利用者料金を提示しているケースが二種指定設備を設置する事業者が、特に法人に対して相対契約の名目の下に実施しているケースが多々あるとの情報がある。利用者料金についても、十分な監視がなされることを切望。少なくとも基本的な料金については、総務省への届出制とし、公表する形式にするなどのルールを導入することが必要(MVNO協議会)

### ■トラフィックの大規模購買については、安価に購入できること等を要請

■MVNOが日本市場になかなか食い込むことができない原因として、既存の携帯ネットワーク、アンテナを大量のデータが利用できないことにある。既存の優位な通信事業者に対し、一定の割合におけるトラフィックの大規模購買については安価に購入できるように要請。日本での携帯電話は、まだ非常に高価であって、米国への通話においては10-15倍となっており、競争を制限する価格構造であると言わざるを得ない。携帯電話における国内の通話価格を国内通話の接続料金だけに設定するよう要請し、早急に撤去することを推奨(ACCJ)



## 【検討項目1】鉄塔等の設備の共用ルールの整備・ローミングの制度化

■ 移動網を構築する上では、業務区域内に基地局をきめ細かく整備することが必要となるが、新規参入事業者がサービスエリアを既存事業者と同程度まで拡大するには相当の期間やコストが必要となる。また、空中線(アンテナ)を設置するための鉄塔などを設置する物理的スペースは限られており、景観上の問題等で新たな鉄塔等の設置が困難な場合もある。

ネットワークインフラの利活用を図ることは、新規参入や事業展開を容易にする面はあるが、他方、周波数の割当を受けた事業者は、その業務区域内に自ら設備を構築して事業展開を行うことが原則と考えられる。これらの点を踏まえ、

- ①鉄塔など設備の共用ルールの整備についてどのように考えるか。
- ②また、ローミングの制度化についてどのように考えるか。

### ①設備共用

#### ■設備の共用ルールの整備が必要

■ 鉄塔などの設備共用は、**環境整備の側面**、社会的インフラとしても効率化していくべきであり、事業者にとってもコスト低減になることから、鉄塔共用のニーズは非常に高く、共用のルール化について検討を進めることは有用(イー・モバイル)

■ **資源の節約・有効利用・コスト削減の観点**から、設備の共用は率先して行うべき。鉄塔などの設備共用ルールの整備については、コロケーション制度と同様の整備が今後必要。また、不動産所有者の過度の占用料の在り方も論じることが必要(MVNO協議会)

### ①設備共用

#### ■設備の共用は、原則事業者間協議に委ねることが適当

■ **電気通信市場では、設備競争がサービス競争の根幹。安易に設備共用をルール化した場合**、現行の競争条件下で鉄塔等の設備を建設し競争を行っている事業者にとって不利に改定されることになり、ひいては**設備競争の後退につながる**。設備共用ルールは、制度化すべきでなく、接続事業者間の調整により行われるべき(STNet)

■ 移動体の鉄塔等の設備は、原則として事業者自らが整備すべきであり、共用の必要に応じ事業者間の協議によりその実現を図ることが適当(UQコミュニケーションズ)

■ 現状でも、必要に応じて事業者間で設備の共用を行っており、共用の是非や方法は、原則事業者間の協議に委ねることが適当(KDDI)

■ 鉄塔等の設備共用は、事業者が自らのエリア構築により競争に伍している中で、社会的な要請等を踏まえ、景観対策や公共性を有する場所等を対象に事業者による自主的な取組により、新規参入事業者の参画も得て実施している。現状、あえてルール化が必要とは考えられず、事業者間の合意に基づく現行の取組で対処可能(NTTドコモ)

### ②ローミングの制度化

#### ■ローミングの制度化が必要

■ 国内ローミング・国際ローミングの双方についてルール化(上限金額の設定等)を促進することは、利用者の利便促進に寄与するため、ルール作りを開始すべき。ローミングは、MNOとMVNOに加えて、MVNO・MVNO、MNO・MVNOのローミングも可能だが、MNO側のソフトウェア改造が必要となる可能性があるため、速やかな技術的検討と条件整備が必要(MVNO協議会)

## <続き>②ローミングの制度化

### ■ローミングの制度化が必要

- ローミングについては、アンバンドルの対象とすべき(個人)
- 今後、現状の移動通信網は、固定通信・移動通信融合型のIP網であるNGNに移行すると期待されるので、これを機会にNGNにおける事業者間ローミングの在り方について検討し、我が国におけるローミング制度を確立することが必要(テレサ協)

## ②ローミングの制度化

### ■ルール化は否定しないが、対象を新規参入事業者とする時限的措置であり、全携帯事業者の取組であることの明確化が必要

- ローミングのルール化そのものは否定しないが、ルール化を図る場合は、設備構築インセンティブ・健全な設備競争維持の観点から、下記の条件の明確化が必要(NTTドコモ、持株)
  - ①周波数割当事業者は、自ら設備構築し事業展開を行うとの原則を明確にした上で、ローミングはあくまで新規参入事業者を対象とし、その免許条件で課されたエリア構築が完了するまでの間の時限的措置として位置付けること
  - ②「競争の最重要ファクター」である設備を提供すること、効率的に設備を設置しうる都市部よりも、高コストになりがちなルーラルエリアの設備を提供する要望が中心となると考えられることから、提供側にもメリットを生じさせるwin-winの関係構築を基本とすること
  - ③周波数割当の理念や既存事業者間では同等の設備を有し設備の代替性が確保されている点を踏まえ、当該ルールは既存の全携帯事業者を対象とすること

- 移動体におけるローミングは、新規参入事業者が事業の立ち上げ期に自らの業務区域外で他事業者の設備を一時的に利用するケース等、原則として暫定的に行われるべきもの。業務区域内のローミングを義務化することは、設備競争を阻害し、利用者が技術革新による新サービス享受の機会を失うおそれ(KDDI)

- 先行している既存携帯事業者が既に全国展開している中で、弊社の新規参入事業者の経験から言えば、同等のエリアレベルまで拡大するのに相当数な期間を要することは避けられないため、ローミングは非常に有効な手段(イー・モバイル)

## ②ローミングの制度化

### ■基地局設置が難しい場合は、市場シェアの高い二種指定事業者に(既存事業者も含めた)ローミングを義務付けるべき

- 最近、景観条例等の規制により、基地局の建設が進まないことが多くなっている。また、地方では、基地局設置を自治体と協議した際、住民からシェアが最も高い事業者に対する設置要望が強く、当該事業者のみがエリア展開可能となる等、エリア展開での事業間格差は拡大している状況。このような状況は、公正競争上問題であるばかりか、利用者利便の向上の観点からも問題。

複数事業者の基地局設置が難しいケースにおいて、最も優位に基地局設置を推進している事業者へのローミングを可能とすることによって、同一地域で複数の事業者がサービス提供できるようにすべきであり、エリア展開を最も優位に推進可能な二種指定事業者の中で市場シェアの高い事業者(例:40%~50%)に対してローミングによるネットワークの開放を義務付けるべき。この効果として、携帯電話の利用者が、事故や災害等に遭遇した場合に、緊急機関への通報が可能となる範囲が広がり、利用者の生命が救われる可能性が高まるといった優れた点も挙げられる(SB)

## ②ローミングの制度化

### ■設備競争の後退につながるため、ローミングは制度化すべきではない(STNet)

## 【検討項目2】その他

■その他、検討すべき事項はあるか。

### ■MNOがMVNOを実施することは禁止されるべき

■MNOがMVNOを実施することは、電波免許を取得して自ら全国網を構築することを実効的に義務付けられているMNOの義務の放棄であること、及び我が国においてMVNOが移動通信事業活性化の手段として認知されてきた背景として、MVNOは、MNOが提供しない新規かつ有用なサービスを提供するための事業者であり、単に面的なサービスエリア拡張を図るための手段ではないとの基本原則に反することから、MNOが他のMNOのネットワーク上でMVNOを実施することは禁止されるべき。これは、単に同一の方式(例:3G同士)だけでなく、WiMAXと3Gのような異種の方式間でも同様(MVNO協議会)

### ■フェムトセル基地局所有者とMNO間の接続ルールを明確にすることが必要

■移動通信においては、3.9世代や4世代など、新技術を使ったシステムが導入されようとしており、高速な無線アクセスサービスを提供するためには、現システムと比して、より密度の高い基地局設置が求められることが予想される。このような状況にかんがみ、例えば、不動産所有者が所有する基地局など、利用者設備の活用なども視野に入れて、移動通信の健全な発達を図ることが肝要。接続ルールの見直しの観点からは、フェムトセル基地局所有者が電気通信事業者であり、MNOとの接続を求めるケースも発生するであろうことから、かかる接続におけるルールを明確にし、機能のアンバンドル化や標準的接続箇所としての認定も検討することが必要(MVNO協議会)

### 【検討項目1】FTTHサービスの屋内配線

- 戸建向けの屋内配線の工事については、接続事業者の要望に応じ、NTT東西が、引込線(屋外配線)と一体的に実施する場合も生じてきている。この場合、屋内配線に係る条件はビジネススペースで決定されており、屋内配線の利用料や工事費はユーザ約款と同じ料金が適用され、無効派遣費用も適用されている状況にある。  
従来は、利用者宅の外壁にキャビネットボックスを設置して引込線と屋内配線を物理的に区別する形態で工事を行っていたが、最近、外壁にキャビネットボックスを設置せずに、引込線から「引き通し」形態で屋内配線を敷設する工事形態が出現している。このように、屋外の引込線の延長線的に屋内配線が敷設される中で、接続事業者からは、屋内配線の法的位置付けや料金水準に問題があるとの意見が示されている。このような状況を踏まえ、  
ア **屋内配線の法的位置付けについてどのように考えるか。**すなわち、**i)「引き通し」形態の場合、ii)外壁にキャビネットボックスを設置して引込線と屋内配線を物理的に区別する場合、**それぞれの工事形態における屋内配線は、**第一種指定電気通信設備に該当すると考えられるか。**  
イ また、アで屋内配線が第一種指定電気通信設備に該当しない場合であっても、**屋内配線の利用料や工事費、無効派遣費用について、第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要な事項(法第33条第4項第1号ホ)としてルール化することについてどのように考えるか。**  
ウ その他、屋内配線工事について検討すべき事項はあるか。

#### ア・イ:屋内配線の法的位置付け等

#### ■料金算定根拠が不明等、ビジネススペースでの公正競争条件確保には限界

- 屋内配線工事は、料金算定根拠等が不明であること等、ビジネススペースの協議でNTT東西と競争事業者との公正競争条件を確保することには限界。また、戸建て向けのみならず、マンション等もルール化が必要となる可能性があることから、時間をかけて問題点を洗い出し、幅広い検討を行っていくことが必要(KDDI)

#### ア:屋内配線の法的位置付け

#### ■誰でも自由に設置可能であり、現に各社が自由に設置している状況であるため、第一種指定電気通信設備に該当しない

- 屋内配線は、以下の観点から、ボトルネック性はなく、第一種指定電気通信設備に該当しない(NTT東西、NTT持株)
  - ①屋内配線は、利用者の宅内に設置される設備であり、誰もが自由に設置できる設備
  - ②現に、屋内配線には、メタルケーブル、光ケーブル等多様な形態があるほか、その設置主体も、利用者自身やビルオーナー、通信事業者等様々
  - ③多数の工事会社があり、当社も工事会社に委託して屋内配線工事を実施。他事業者も同様に実施可能であり、現に実施している
- 「引き通し工法」と「キャビネットボックスを設置する工法」**は、利用者宅の状況等を勘案し、現地の判断により何れかが選択されているに過ぎず、**屋内配線の法的位置付け等がこのような工法の種類によって左右されるべきではない**(NTT東西)

#### イ:円滑な接続に必要な事項としてルール化

#### ■設置の義務付けや料金規制は、過剰な規制

- 屋内配線は、各事業者やお客様自身が設置可能であり、当社以外の者による設置実績も多くあるため、設置を義務付けたり、料金を規制することは、過剰な規制。なお、要望のある事業者に対しては、ユーザ約款に定める料金で受託工事を実施(NTT東日本)している(NTT東西)

### 【検討項目1】屋内配線の転用ルールの整備

■利用者が契約事業者を変更する場合に、一の事業者が敷設した屋内配線を転用できないと、既設屋内配線の撤去・新規屋内配線の敷設が必要となる。このことは、利用者負担を生じさせるとともに、既存事業者による顧客のロックイン効果を生み出すこととなっており、接続事業者からは、屋内配線の転用ルールの整備を求める意見が示されている。このような状況を踏まえ、

ア **屋内配線の転用ルールの整備についてどのように考えるか。** i) 戸建向けの場合、ii) マンション向けの場合のそれぞれについてどうか。

イ 仮に**ルール整備が必要な場合、ルール化が必要な事項は何か。**また、**ルール化に向けた課題としてどのようなことが考えられるか。**

ウ FTTH契約の変更は、NTT東西から競争事業者への変更だけでなく、競争事業者からNTT東西への変更の場合も存在する。このため、後者は、前者よりもその数は少ないと考えられるものの、**転用ルールは、NTT東西だけでなく、競争事業者も含めて整備することが必要と考えられるが、この点についてどのように考えるか。**

エ その他、屋内配線の転用ルールについて検討すべき事項はあるか。

### ■まずは事業者資産の屋内配線について、早期のルール化が必要

■まずは事業者資産の屋内配線について、早期に転用ルールを定め、接続約款に条件を規定することが適当(KDDI)

### ■屋内配線の提供可否等は利用者の意向によって大きく影響を受ける可能性。まずは屋内配線の利活用に向けた事業者相互の意識合わせが必要

■設備の有効利活用の観点からは、利用可能な光屋内配線は事業者間で相互に利活用することが望ましいため、当社としても**サービス廃止時には、可能な範囲で光屋内配線の残置を進めていく考え**。しかし、**屋内配線の残置は、利用者の了解を得て初めて可能**となるほか、**その再利用に際しても、利用者から設置場所の変更等の要望がある場合は、残置配線を撤去し屋内配線を新設する必要**があるため、結果として残置配線の再利用が困難になる等、屋内配線の提供可否・条件等は利用者の意向によって大きく影響を受ける可能性。

利用者の意向を踏まえ、事業者のみで屋内配線の利活用等に係るルール化を行ったとしても、実行上難しい面がある。まずは屋内配線の利活用に向けた事業者相互間の意識合わせを行うことから始める必要がある(NTT東西、NTT持株)

### ■転用ルールの整備に当たっては、残置配線の情報管理の問題について解決が必要

■屋内配線の転用は、利用者負担の軽減が図られる可能性があるものの、利用者宅の残置配線は、利用者が事業者の了解を得ずに利用又は廃棄する可能性があるため、その情報管理は極めて難しい。屋内配線の転用条件を整備するに当たっては、こうした点の解決を考慮に入れるべき(STNet)

■当社は、利用者宅に当社が設置した屋内配線があり、それに空きがあれば貸し出す。他事業者も同様の場合には、当社に貸し出してもらいたい(NTT東)

### 【検討項目2】ドライカッパのサブアンバンドル(FTTR)

■FTTRサービス(電話非重畳型)を提供するためには、接続事業者は、メタル回線(ドライカッパ)と光ファイバ回線(ダークファイバ)の二種類のメニューを利用する必要があるが、接続事業者からは、上部区間では、サービス提供上メタル回線は利用しないので、下部区間に限定したメタル回線メニューの設定(ドライカッパのサブアンバンドル)を求める意見が示されているところである。

①当該アンバンドルの要否について、以下の点を踏まえ、どのように考えるか。

ア NTT東西からは、**下部区間に限定したドライカッパ接続料を設定した場合、当該メタル回線の上部区間が他に転用できなくなる点**が問題として示されている。この点について、**メタル回線の芯線利用率が低下傾向にある中で、ドライカッパ接続料に与える影響等を踏まえ、どのように考えるか。**

イ また、**NTT東西は、下部区間のメタル回線の保守のためには、上部区間が必要であると主張しているが、この点についてどのように考えるか。**他に工夫をする余地はないか。

ウ 仮に**上部区間が保守に必須の場合、保守に限定した上部区間の利用について費用負担の問題をどのように考えるか。**

②その他、ドライカッパのサブアンバンドルについて検討すべき事項はあるか。

#### ア: 上部区間の転用問題

■FTTRは、メタル回線の新規需要を創出し、メタルの芯線利用率向上により、ドライカッパ接続料の上昇傾向の緩和効果が期待

■サブアンバンドルの実現がドライカッパ接続料に与える影響については、FTTRサービスが既存のドライカッパからの切替需要以上に、メタル回線の新たな需要創出に資するものであることを考慮すると、むしろメタル回線の芯線利用率向上に寄与し、ドライカッパ接続料の上昇傾向を緩和する効果が期待(SB)

#### イ: 下部区間の保守との関係

■上部区間の利用は、保守対応時の一時的な利用にとどまるため、保守費は、現行約款料金の準用が黎明期の暫定案

■FTTRサービスの保守は、NTT東西が常時監視するのではなく、まずは接続事業者が障害等の検知、障害箇所等の特定を行った上で、NTT東西の役務区間の障害等と判断された場合のみ、保守対応を依頼し、NTT東西が上部区間を利用して保守を行う整理となっている。したがって、ドライカッパの上部区間は、保守対応時の一時的利用にとどまるため、その保守にかかる費用負担は、現行接続約款や利用者向け契約約款(DSL故障対応機能、配線設備専用料等)を準用する案が、黎明期の暫定案として考えられる(SB)

■上部区間を保守のみの利用に限定しても、上部区間は現に遠隔保守で利用されており、コストも他の形態と同様発生。新たな接続料の設定は不要

■**加入メタル回線は、局舎から利用者宅までを一体のものとして、局内からの遠隔保守・一元管理で、保守等の作業効率化を図ってきた。**下部区間のみを用いた保守作業は、遠隔保守による効率化の流れに逆行するため、このような保守形態は採用すべきではない。

また、上部区間を保守のみの利用に限定する場合であっても、局舎からき線点までのメタル回線(上部区間)を利用して遠隔保守を実施している以上、上部区間は現に利用されていることに変わりはないこと、また通常のドライカッパによる利用形態に比べても、減価償却費や保守費などのコスト的な差異がないことを踏まえれば、現行のドライカッパ接続料と異なる新たな接続料を設定する必要はない(NTT東西、NTT持株)

### 【検討項目3】その他

■その他、FTTxサービスについて検討すべき事項はあるか。

■NGNでのGC接続、ひかり電話機能など、FTTH市場でのアンバンドルを積極的に行うことで新規参入を促進し、サービス競争による市場拡大を目指すべき

■2000年以降、日本のブロードバンドを牽引したADSLの例に倣い、FTTHサービスでも、設備競争からサービス競争に軸足を移した接続ルールの検討を改めて行うべき。**FTTH市場でのアンバンドルを積極的に行うことで新規参入を促進させ**、利用者料金の低廉化、サービススペックの向上を実現し、**サービス競争による市場拡大を目指すべき**。具体的には、**①NGNのアクセスネットワークのアンバンドル(GC接続)**、**②ひかり電話機能のアンバンドル**、**③NGNの端末のアンバンドル**などが挙げられる(イー・アクセス)

■シェアアクセスの1分岐単位の接続料設定について、早期実現を図るべく検討を進めるべき

■FTTHの早期普及に向けた公正競争環境整備のため、シェアアクセスの一分岐単位の接続料設定について、早期実現を図るべく検討を進めるべき(KDDI)

■光ファイバ接続料、PSTN接続料について、その他の諸課題より優先して抜本的な見直し議論に早急に着手すべき

■今回の接続料の議論の対象は、ドライカップのサブアンバンドルに限られているが、実際には、ドライカップそのものの接続料水準の上昇、光ファイバやPSTNの接続料水準等、多数の議論すべき問題が顕在化している状況。今回の議論において、光ファイバ接続料やPSTN接続料について既に議論済みと整理するのではなく、その他の諸課題よりも優先し抜本的な見直し議論に早急に着手すべきであり、ひいてはNTT組織問題等の検討にも取りかかるべき(SB)

■接続ルールの在り方等については、IP化の進展や光アクセスへの移行といった市場環境の変化を踏まえて見直すことが必要。その際、固定系については、レガシー系サービスの接続料上昇という問題と、今後主流となるサービスの公正競争環境確保の課題に取り組むため、NGNを含むNTT東西のネットワーク全体のコストを見据えて、接続料算定の在り方やFTTHに係る接続ルールを総合的・政策的に見直すことにより、競争を機能させることが必要(KDDI)

■固定電話等PSTNに関連するサービスについて、PSTNからIP網への移行の際に発生する問題の検討・方向性の提示が喫緊の課題

■NTT東西から、PSTNからIP網への移行計画について早期の提示が必要なのはもちろんだが、固定電話等PSTNに関連し国民生活に欠かせないサービスが今後どうなるかといった将来展望については、利用者への影響範囲も甚大。したがって、移行の際に発生する諸課題の洗い出し及び解決に向けた検討をNTT東西だけが行うのではなく、接続事業者を含む利害関係者も交えた検討が行われ、方向性が示されることが喫緊の課題(イー・アクセス)

### 【検討項目2】電話重畳型DSLサービスの事業者名申込みの扱い

- DSLサービスの利用者等からの申込みスキームについて、NTT東西と接続事業者の間で協議が行われてきたところであるが、現在、回線名義人の権利保護及び当該申込みスキーム実現のためのシステム改修費用の負担方法が問題となっているところである。具体的には、
  - ①回線名義人の権利保護については、**回線名義人の意思に反する申込みが行われたときに**、当該回線名義人からの依頼に基づく**DSL契約の解除についてNTT東西と接続事業者のいずれが行うかなどの運用方法が問題となっているが、この点についてどのように考えるか。**
  - ②**申込みスキームに係る改修費用については**、接続事業者からは、**ラインシェアリングの回線管理運営費に算入することで他の接続事業者を含めて負担する考え方が示されているが、この点についてどのように考えるか。**(>当該費用負担は、本スキーム利用意向のない事業者38社中、賛成1社、反対12社、無回答25社)
  - ③その他、当該申込みについて検討すべき事項はあるか。

#### ①回線名義人の意思に反する申込み

■DSLサービス解除を伴う回線名義人からの解除受付等は、DSL事業者で行うことを基本とすべき

- DSLサービスの契約解除を伴う回線名義人からの解除受付等は、DSL事業者で行うことを基本とすべき。なぜなら、**DSLサービスは、DSL事業者の提供するサービスであり、その解除は、当事者が申告を受けて対応するのが最も自然**であり、**サービス提供事業者のあずかり知らぬところでサービスの解除がなされることは問題。**

したがって、仮にNTT東西に回線名義人よりDSL契約解除の申出があった場合は、NTT東西は回線名義人に対し、DSL事業者への通知を案内するとともに、当該DSL事業者にも回線名義人により解除の申出があったことを通知するという運用体制を構築すべき。また、NTT東西は、一定の期間を定めてDSL契約解除に係る工事の実施を猶予し、本来の契約当事者間における確認を行う時間を確保することが必要(SB)

#### ②申込みスキームに係る費用負担

■回線管理運営費で回収すべき。また、システムを利用する事業者が否かで、回線管理運営費に差異を設けるべき

- システム改修により、回線名義人名の照合作業が不要となる等、全てのDSL事業者の利便性向上に資するものであり、接続の基本機能としてラインシェアリングの回線管理運営費に算入して回収すべき。仮に、システム改修費用を、当該システムを利用するDSL事業者から個別に回収する場合は、システムを利用する事業者と利用しない事業者との間で回線名義人名の照合作業等で差異が生じ、接続料原価に差分が生じるので、回線管理運営費は両者に差異を設けるべき(SB)

- システム改修費用をラインシェアリングの回線管理運営費に組み込み場合、申込みスキームを利用しない事業者も当該コストを負担することとなり、受益者負担の原則に反する。このため、当該スキームを利用する事業者のみが当該コストを負担するような運用施策とすることが適切(STNet)

#### ③その他

■サービス切替による影響について切替を申し出た回線名義人への告知と申出内容のDSL事業者への通知を行う運用体制の確立が必要

- 回線名義人がサービス内容を十分理解しない状況で、**電話重畳型サービスから電話重畳不可サービスへの切替を行ってしまう等、回線名義人が意図しないのに、DSL事業者のあずかり知らぬところでDSLサービスの解除が発生する問題が発生**している。NTT東西は、サービス切替による他サービスへの影響を切替等を申し出た回線名義人に告知するとともに、事前にDSL事業者が利用者の意思確認を行えるよう、申出内容をDSL事業者に通知する運用体制の確立が必要(SB)



### 【検討項目2】回線名義人情報の扱い(洗い替え)

- ①加入電話サービスの利用者に対し、回線名義人名の確認と必要な場合の訂正を効果的に促す仕組みとして、どのようなことが考えられるか。
- ②このような回線名義人の適正化について、NTT東西のみならず、競争事業者においても同様の取組が求められると思うが、この点についてどう考えるか。
- ③その他、回線名義人情報の適正化について検討すべき事項はあるか。

■加入電話の料金請求書に回線名義人情報を記載し、個々の契約者が回線名義人情報を即時に確認可能とする運用を実施すべき

■NTT東西の回線名義人情報が常に最新のものとなっていないことにより、接続事業者において過大なコスト負担、開通遅延、申込みキャンセルによる機会損失及び申請手続の煩雑化等の問題が生じていることは、これまでの議論で明らか。

具体的な取組として、まず、NTT東西は、加入電話サービスの料金請求書に回線名義人情報を記載し、個々の契約者が回線名義人情報を即時に確認可能とする運用を実施すべき。当該運用に当たっては、NTT東西が把握している回線名義人に対し、料金請求書への回線名義人情報の記載について直接了承を得る手続を取ることが必要。この手続の採用により、回線名義人情報の現行化が図られるメリットがある(SB)

■NTT東西の回線名義人情報は、各事業者が公正な競争環境で事業展開が可能となるよう、回線名義人情報の確認方法等の運用の在り方の検討を深めるべき(KDDI)

■名義人即時回答システムの判定基準の弾力化のほか、請求書同封の案内冊子での名義変更の注意喚起等に取り組んでおり、引き続き取組を行う

■回線名義人の確認が円滑に行われるよう、回線名義人即時回答システムの構築(H15.9)、当該システムの判定基準の弾力化(H20.10)に取り組むとともに、平成19年から、請求書に同封しているお客様案内冊子「ハローインフォメーション」への名義変更の注意喚起をする案内の継続掲載、当社公式HPのトップページ等での名義変更の注意喚起をする案内の掲載、名義変更手続書類のダウンロード可能化に取り組み始めたところであり、今後も引き続き取り組んでいく(NTT東西)

■回線名義人情報の最新化の問題は、NTT東西だけでなく、他事業者を含め業界全体として取り組んでいくことが必要

■最近では、事業者相互間の番号ポータビリティが増加しており、当社が他事業者に接続の申込みを行った際に回線名義人が一致せず、接続に支障が生じるケースが増加している。回線名義人情報の最新化は、当社だけでなく、他事業者を含め、業界全体として取り組んでいくことが必要(NTT東西)

■他事業者も同様の取組が基本的に望ましい。ただ、NTT東西と他事業者では、サービス開始時期が異なり、NTT東西と同様の対応を求めることは公平性を欠く

■回線名義人情報の適正化は、NTT東西以外の事業者も同様の対応を取ることが基本的に望ましい。しかし、NTT東西以外の事業者は数年前にサービス開始したばかりで、回線名義人情報更新の必要性が極めて低く、また必ずしもNTT東西と同様の方法でなくても更新可能。そもそも本件の議論の発端は、未だに4000万という圧倒的な加入者数を有し、公社以来50年以上事業を継続してきたNTT東西のこれまでの不十分な対応にある。まずはNTT東西が自身のデータの最新化を最優先のものと位置付けるべきであり、その他事業者に対し、NTT東西と同様の対応を横一線で求めることはある意味公平性を欠く(SB)

### 【検討項目3】その他

■その他、DSLサービスについて、検討すべき事項はあるか。

■PSTNに関連する接続料については、社会的影響を考慮すると、上昇を抑制させるような算定方法を含めた見直しのための検討が必要

■PSTNのドライカットパ回線の接続料は、平成18年度以降上昇基調に転じており、今後光IP網への移行が進展することにより、ドライカットパを利用した回線数の減少傾向が続くことを考慮すれば、更なる上昇が想定。平成23年度には、接続事業者が提供している直収電話サービス(メタルプラス・おとくライン)の基本料金を超える程の水準の料金となってしまう、利用者への影響が懸念される。

PSTNに関連する接続料については、社会的影響力を考慮すると上昇を抑制させるような算定方法を含めた見直し(激変緩和措置でもよい)のための検討が必要。また、その見直しの中で、具体的な移行計画を示さないまま、PSTNとIP網の二つのネットワークを稼働させることで発生するネットワーク維持コストに対して、NTT東西に対してコスト削減インセンティブを働かせる仕組みの検討も非常に重要な観点。

このような議論は、2010年に予定されているNTT東西組織問題の検討まで先延ばしされるのではなく、すぐに検討を開始しなければならない喫緊の課題であると認識(イー・アクセス)

### 【検討項目1】中継ダークファイバの空き芯線がない区間におけるWDM装置の設置

- **WDM装置の既設区間については**、新たな投資負担や既存利用者の収容替えの問題が生じないと考えられ、1芯を波長分割した結果として空き波長が生じている場合があるため、ネットワークインフラの利活用を図る観点から、
  - ア **波長分割された中継ダークファイバの貸出ルールを整備することについてどのように考えるか。**
  - イ 仮にルール整備が必要な場合、**接続料の算定上、1芯を波長分割して生じた複数波長の中の1波長と波長分割されていない1芯は、同一の単位として捉えるべきか。**また、その他接続料算定上の課題はあるか。
  - ウ WDM装置の既設区間に波長分割により空き波長が存在している場合でも、現在はDランク区間となるため、接続事業者は当該空き波長の存在が把握できない状況となっている。仮にルール整備が必要な場合、**WDM装置の既設区間についてどのような情報の開示が必要か。**

#### ア:ルール整備

#### ■ルール整備が必要・有用

- **非ブロードバンド地域のブロードバンド化の最大の障害要因は、中継ダークファイバの空き芯線がないこと。都市部のダークファイバの過剰保留とは全く別問題。** WDM既設区間の貸出ルールを約款として整備が必要(関西ブロードバンド)
- 接続事業者は、WDM装置で波長分割された中継ダークファイバを利用することで、中継ダークファイバの空き芯線がない区間の解消、ひいてはサービスエリアの拡大が可能となるため、WDM装置の既設区間について、波長分割された中継ダークファイバの貸出ルールを整備することは有用(SB)
- 波長分割された中継ダークファイバの貸出ルールを整備することは、ネットワークインフラの利活用を図る観点から検討に値する(KDDI)
- **中継ダークファイバの空き芯線がない区間は依然として存在し**、当社を含む**接続事業者にとってサービス展開を進める上で支障**となっている。よって、WDMの既設区間において空き波長が生じている場合の貸出ルールを整備することに賛成(ウィルコム)

#### ア:ルール整備

#### ■ルール整備は時期尚早

- 現在に至るまで、**中継ダークファイバのDランク区間の代替手段の提案要望が僅少**であり、**更に既設WDM装置の提供に関する接続事業者のニーズも明らかにされていない**ことを踏まえれば、既設WDM装置の利用に係る提供条件等を接続約款に規定する等のルール化は時期尚早であり、当面、現行どおり中継ダークファイバのDランク区間における代替手段の一つとして提案することが適当(NTT東西)

#### イ:接続料算定

#### ■1芯を波長分割して生じた複数波長の中の1波長と波長分割されていない1芯は、同一の単位として捉えるべき

- 1芯を波長分割して生じた複数波長の中の1波長と波長分割されていない1芯は、同一の単位として捉えるべき(関西ブロードバンド)
- 波長分割された1波長も、波長分割されていない1芯も、**利用事業者の得られる効果は、エリア展開等の観点から大きな差異はない**とともに、**WDM装置を経由するか否かは**、ある区間の最適なルートを選択した結果として**偶発的に発生するもの**であるため、両者を同一の単位として捉えることに特段の問題はない(SB)

### イ: 接続料算定

■ 1芯を波長分割して生じた複数波長の中の1波長と波長分割されていない1芯は、同一の単位として取り扱うべきでない

■ WDM装置の波長分割した1波長は、中継ダークファイバの1芯と利便性や効用が異なることから、同一の単位として取り扱うべきでない(NTT東西)

### イ: 接続料算定

■ WDM装置の費用は、基本的には、中継ダークファイバの接続料原価に含めるのが望ましい

■ WDM装置の費用について、中継ダークファイバの接続料原価に含めるか、個別負担にするのかは、**効果の同等性や偶発性を考慮すると、前者の方が望ましい**。しかし、その結果、中継ダークファイバ全体のコストが大幅にあがるのは好ましくないため、NTT東西がWDM装置を設置している区間、台数、コスト等の情報を基にした試算結果等の具体的な想定金額を踏まえた上で、負担の在り方について検討すべき(SB)

### イ: 接続料算定

■ WDMの既設区間の貸出要望があった場合、接続料については、個別区間の実情を反映したものにしたい

- 今後、WDM既設区間の貸出要望があった場合、**区間によって設置されているWDMの種類や容量、空き波長の状況等は区々**であるため、個別区間の実情を反映したものにしたい(NTT東日本)
- 接続事業者が既設WDM装置を利用する場合、新たにインターフェースパッケージの設置が必要となるが、その費用は当該事業者の個別負担が必要(NTT西日本)

### ウ: 情報開示

■ WDM装置の設置区間、波長の空き情報等の開示が必要

- WDM設置区間、貸出可能波長数(ランク表記)を事業者に開示(関西ブロードバンド)
- WDM装置の設置区間、波長の空き情報、接続インターフェース、インターフェースパッケージの有無、経路情報等の開示が必要(SB)

### ウ: 情報開示

■ 事前情報開示に要するコストと期間及びこれまでのコンサルティングの利用実績を踏まえると、個別要望に基づく情報提供を行うべき

- 既設WDM装置の利用に関心を示された事業者がこれまで2社のみであること、事前情報開示を行うためには相応のコスト及び準備期間が必要になることにかんがみれば、費用対効果の観点から、具体的な要望を踏まえた個別調査による情報提供を行うべき(NTT西日本)
- 空き波長がある既設WDM装置があるか否かは、代替手段のコンサルティング手続の中で対応しているので、それを利用してほしい。なお、個々の要望に応じて調査するのではなく、**既設WDM装置の設置状況や空き波長の状況を一覽で開示することは**、全中継区間においてWDM装置の設置・空き状況を把握して、その状況が変化する都度更新することになるため、**システム化が不可欠だが、それには相当のコストと期間が必要**。これまでコンサルティングを要望されたのが2社であることを踏まえると、現時点でコストのかかるシステム化を行うよりは、個別の要望に対応した方が他事業者の費用負担も少なくすむと考える(NTT東日本)

### 【検討項目1】中継ダークファイバの空き芯線がない区間におけるWDM装置の設置

- **WDM装置が設置されていない区間について、非ブロードバンド地域における基盤整備等の観点から、Dランクを解消するためにWDM装置の設置を義務付けることについて**、以下の点を踏まえ、**どのように考えるか**。
  - ア 他に代替手段が存在している場合は、WDM装置の設置は必ずしも不可欠とは言えないときもあること
  - イ 他方、他に代替手段が存在しない場合又は他の代替手段がWDM装置の設置と比べてコスト面で現実的でない場合もあること
  - ウ 新たな投資負担や既存利用者の収容替えの問題が生じること
  - エ 他方、ウは、WDM装置のコスト負担の方法(中継ダークファイバの接続料原価に算入又は個別負担)の問題であり、また既存利用者の収容替えによるサービス断は、従来の工事でも同様に発生していること
- その他、検討すべき事項はあるか。

### ■WDM装置の設置を義務付けるべき

- **WDM装置の設置以外に代替手段が存在しない場合**、又は**他の代替手段がWDM装置の設置と比べてコスト面等で現実的な場合があることを考慮すると**、NTT東西に対し、**WDM装置の設置を義務付けるべき**。なお、**設置に係る新たな投資負担や既存利用者の収容替え等の問題は、適切なコスト負担と回線借用の実施により回避可能**(SB)
- 代替手段が、WDMより経済的である場合はWDMは不要。CWDM等比較的短距離の波長多重度の少ないWDM装置なら低コストで実現可能。原則受益者負担だが、国・地方公共団体による補助金も考慮すべきであり、既存利用者の収容替えは、道路工事によるファイバ接続断等と同様に考えれば、WDM導入の阻害要因にならない(関西プロトバント)

### ■現行の接続ルールが、既存設備の貸出を前提としたものである以上、WDM装置の設置義務化は採用されるべきでない

- WDM装置の設置義務化は、当社が自ら利用する予定のない設備を新たに設置することを強制するものであり、現行の接続ルールが既存設備の貸出を前提としたものである以上、採用されるべきではない(NTT東西)
- 中継ダークファイバは、NTT東西の独占性の根源でなく、**ある程度の加入者が集約された部分に設置する設備であることから、コスト的に見ても他事業者が敷設することも十分に可能**。このため、NTT東西の設備に余裕がある場合に貸すという現在の制度を維持すべきであり、現行制度の下で設備競争を行っている事業者の公平な競争条件を阻害するような設備開放施策は不要(STNet)

### ■非ブロードバンド地域の基盤整備のコスト負担は、通信事業者のみに委ねるのではなく、補助金の活用を含めた幅広い検討が必要

■非ブロードバンド地域のブロードバンド基盤の整備に際しては、当社の中継ダークファイバやWDM装置等のみでなく、他事業者や自治体が保有する光ファイバ、無線・衛星設備等、あらゆる手段を検討すべきであり、そのコスト負担も、通信事業者のみに委ねるのではなく、補助金の活用を含めた幅広い検討が必要

中継ダークファイバの空き芯線がない区間に**WDM装置を新設する場合には**、新たに中継ダークファイバの空き芯線を確保することが前提となるが、仮に収容替えによる空き芯線の創出が可能であっても、**既存の利用芯線に収容されている様々なサービスのユーザーからの事前同意取得や回線の収容替え等に相応の費用や期間が必要**となることから、当社の通信設備の利用等に関する協力要請があった場合には、**当該費用を自治体等が負担されることを前提に、他の方法を含め、当社としても具体的な解決策について提案させてもらいたい**(NTT東西)

■**非ブロードバンド地域の解消は、NTT東西の設備を使った方策が唯一の方策ではない**。例えば、公設民営による光ファイバ整備など、その地域の状況に応じた方策が存在するし、必要に応じて接続事業者による光ファイバ敷設が可能であるため、現行制度の下で設備競争を行っている事業者の公平な競争条件を阻害するようなWDM装置の義務付けなどの設備開放施策は不要(STNet)

### ■予備芯線と試験用芯線概念を開示し、予備芯線・過剰保留芯線を開放すべき

■NTT保有の予備芯線と試験用芯線についての概念の開示。NTT予備芯線・過剰保留芯線の開放(関西ブロードバンド)

### 【検討項目2】中継ダークファイバに係る経路情報の開示

- ① **中継ダークファイバについて、異経路構成を確認する仕組みを設けることについてどのように考えるか。更に、異経路構成の確認に加えて、異経路構成を保証する仕組みを設けることについてどのように考えるか。**
  - ア 新規に借りる中継ダークファイバ
  - イ 既に利用している中継ダークファイバ
- ② **仮に異経路構成を確認又は保証する仕組みが必要な場合、具体的にどのような確認方法が考えられるか。また、セキュリティ上の問題のほかに、異経路構成を確認又は保証する仕組みが設けられない理由はあるか。**
- ③ **その他、検討すべき事項はあるか。**

#### ■ 新規・既存にかかわらず、異経路構成が確保できているかについて確認・保証する仕組みが必要

■ 同一区間で異ルートを選択できるよう、新規・既存にかかわらず、異経路構成を他事業者が確認できるようなルール整備が必要。仮に、NTT東西にセキュリティ上の問題があり、競争事業者にそれらの情報を回答できないのであれば、少なくとも異経路構成が取られていることをNTT東西が保証する仕組み等が必要(KDDI)

■ 現状、接続事業者は、異経路構成が確保できているかについて事前に確認することができず、開通後の道路掘削工事等によるケーブルの切断事故で偶発的にしか認識できないことから、予めネットワークの冗長性を確保しサービスの信頼性を向上させるため、新規に借りる中継ダークファイバと既に利用している中継ダークファイバの両方に関し、異経路構成を確認・保証する仕組みが必要(SB)

#### ■ 情報開示しているルートコードでは異経路構成の有無が確認できない。ユニークな物理区間ごとのIDを新たに付与し、事前に事業者が開示が必要

■ NTT東西が事業者向けに開示しているルートコードでは、実際の経路にかかわらず起点と終点のみに紐づいて一つのルートコードで表示されることから、接続事業者は異経路構成の有無を確認できない。したがって、NTT東西は、既存のルートコードとは別に、ユニークな物理区分ごとのIDを新たに付与し、事前に接続事業者が開示することで、接続事業者が異経路構成を予め確保することができるようにすべき(SB)

#### ■ 既に利用している中継ダークファイバについては、費用負担を前提に異経路構成の確認は実施している

■ 既に利用いただいている中継ダークファイバの異経路構成の確認は、他事業者に調査費用を負担いただくことを前提に、他事業者の要望内容に応じた調査を実施(対応実績:NTT東西それぞれ2件ずつ)しており、今後もこれまでと同様の対応をさせていただく考え(NTT東西)

#### ■ 新規利用の中継ダークファイバも、要望内容等を聞いた上で、将来にわたる保証でないこと及び費用負担を前提として提供する考え

■ **支障移転等により経路が変更され異経路が維持できなくなる可能性があることから、将来にわたり異経路構成を保証することは困難**だが、利用開始時だけでも可能な範囲で異経路構成を確保して欲しいとの要望であれば、提供費用の負担及び将来にわたる保証でないことを前提に、提供条件等を協議する考え(NTT東西)

**【検討項目1】移動網の通信プラットフォーム機能**

■モバイル市場では、ネットワークを保有する携帯事業者が、通信サービスの提供だけでなく、認証・課金機能等のプラットフォーム機能等の提供を一体的に行う垂直統合型の事業展開が一般的に行われている。

この点、当該携帯事業者以外にもMVNOとして通信プラットフォーム機能等を提供する事業者が増加し、通信プラットフォームの多様性等が確保されることは、コンテンツ配信事業者や利用者の利便性を向上させると考えられるため、1(1)2)に基づき、機能のアンバンドルや標準的接続箇所に関する考え方が整理される場合を前提に、

- ①第二種指定電気通信設備を設置する事業者の設備・機能について、**新たにアンバンドルして提供することが必要な機能や新たに標準的接続箇所として追加が必要なものがあるか。**
- ②第二種指定電気通信設備に該当するか否かは、当該設備を用いて実現する機能に着目して判断することとされているが、**上記①に関連して、第二種指定電気通信設備を設置する事業者の有する設備のうち、その機能に着目して新たに指定対象とすることが必要な設備はあるか。**
- ③その他、移動網の通信プラットフォーム機能等について検討すべき事項はあるか。

**■通信プラットフォーム機能は、指定設備とし、必要な機能のアンバンドル・標準的接続箇所の設置を行うべき**

■MNOが保有する通信プラットフォーム機能を指定設備と認定し、かつアンバンドルを図り、標準的接続箇所として設定することは、多様なサービスの実現と公正競争の双方の観点から、プラットフォーム事業の進展のために極めて有用。その理由は以下のとおり。

- ①モバイルポータルサービスに係る設備の中には、**課金機能のように、明らかに二種指定設備として指定されるべき機能が包含されていること**
- ②**一部の位置情報サービス**(例:iモードの付加サービスとして提供される位置情報サービス)は**指定設備であるが、他の位置情報サービス**(例:GPS利用のサービス)は**二種指定設備でないと認識できる例があり、現在の整理に不統一性が存在**し、かつ後者の位置情報サービスの方が広く利用されているため、合理的な水準を超えた利益の源泉になっている可能性があること
- ③現在、サービス提供中のモバイルポータルサービスには、(利用ライセンス料の支払を必要とする)第三者の知的所有権が含まれている可能性があり、接続事業者がこの知的所有権の扱い(ライセンス料の支払など)を回避するためには、二種指定事業者の設備を利用せざるを得ない可能性があり、かかる構成を取る場合、当該設備が二種指定設備に指定されていないと、事業法第34条第3項第4号が定める接続料の規定を適用回避できること
- ④MNOが所有する通信プラットフォームに接続してメールアドレスを変換して、メールアドレスポータビリティを実現する通信プラットフォーム事業者が出現する可能性があるが、当該接続が合理的金額(事業法第34条に規定される接続料)で可能となることが、かかるサービスの拡大に資すること等(MVNO協議会)

■**モバイル市場は、通話からデータ通信(コンテンツ・サービス)への利用が広がっている現状**を考えると、**二種指定設備の対象としても、通話機能からコンテンツ・サービスに関する機能へ拡げるべき**である。その場合、IP化されているデータ通信においては、ハードウェアに依存しないソフトウェアによって機能が提供されるため、指定設備に関しても機能自体を対象とすべき(MCF)

■移動網のプラットフォーム機能については、ネットワークを保有する携帯事業者が現状において**垂直統合型で提供している認証・課金及び位置情報提供機能を対象に**、MVNO事業者の要望をもとに**アンバンドルの可否を検討することが必要**。その際、固定通信・移動通信融合型のIP網であるNGNへの移行可能性に十分留意することが必要(テレサ協)



＜続き＞ ■通信プラットフォーム機能は、指定設備とし、必要な機能のアンバンドル・標準的接続箇所の設置を行うべき

- 移動体事業者の市場支配性の高さにかんがみれば、課金や位置情報などプラットフォーム機能と位置づけられるものは指定対象とし、他の接続事業者が広く利用できるようにすべき(STNet)
- 通信プラットフォーム機能を指定設備とし、必要な機能のアンバンドル化と接続箇所の設定に賛成(個人)

■モバイルポータルサービスやデータ通信アプリケーションサービスに係る設備(例:NTTドコモのiモードセンタ設備)等は、二種指定設備に指定すべき

■ **モバイルポータルサービスにかかる設備(例えばNTTドコモのiモードセンタ設備)やデータ通信アプリケーションサービスを提供する設備(例えばNTTドコモのmopera)については、結果的に第二種指定電気通信設備を有する事業者の支配的地位を助長若しくは維持する大きな要因**となってきたことから、移動通信伝送網設備とは切り離して別法人化することとし、さらに資本系列も現在の資本系列(例えばiモードの場合は、NTTグループ)も独立の資本系列とするのが本来の姿であると考えられる。この構造が完了するまでは、若しくは、何らかの要因でこの構造をとり得ない場合には、モバイルポータルサービスやデータ通信アプリケーションサービスに関わる設備の**全部若しくは一部を第二種指定電気通信設備として認定すべきであり、その上で当該機能のアンバンドル化と標準的接続箇所としての認定を図る必要がある**(MVNO協議会)

■ モバイルサービス用プラットフォーム及び位置情報提供機能については、一部のMNO(NTTドコモ)で、当該MNOが提供するモバイルポータルサービス(iモードサービス)提供機能と同等の接続が可能である以外は、インターフェースの開放すらなされておらず、また開放されている場合でも完全に同等の条件で開放されていない可能性があること、また位置情報提供機能については、必ずしも全てが第二種指定電気通信設備でないと認識できるなどの不整合が存在すると思えることから、これらすべて又は重要な設備について第二種指定電気通信設備に認定した上で、機能のアンバンドル化と標準的接続箇所としての認定を行うことが必要(MVNO協議会)

■ パケット通信を利用した音声電話(モバイルIP型の電話若しくはIP転送電話)は、既に法人顧客向けにSIPサーバを利用した通信として提供されている例があるところだが、NGNにおいてはSIPサーバを第一種指定電気通信設備として認定している一方で、MNOについてはその規定はない。固定網も移動網もIP化を基盤とした網構成に移行し、FMC化も進展する中、IP型の電話に対する扱いは共通であるべきことは言うまでもない(MVNO協議会)

■アンバンドルすべき具体的な機能としては、認証・課金、コンテンツ配信、PUSH型サービスに関する機能等がある

■ 公正競争環境のため、アンバンドルすべき機能としては、以下のようなものが挙げられる(MCF)

① **認証・課金に関する機能**

認証に必要な利用者を識別する情報(ID)に関して、IDポータビリティが実現されていないため、利用者がキャリアを変更することでコンテンツ・サービスも解約しなければならない。また、求めるセキュリティレベルに合わせて多様な認証機能の選択もできない。通信事業者以外に課金の回収代行機能が実現されていないため、クレジットカードなどの各種決済手段を選択できるような多様性がない

② **コンテンツ配信に関する機能**

着うたフル、動画等の特定コンテンツを配信するには、MOSサーバ等の通信事業者の特定の配信サーバに制限される場合があるため、配信コストが割高

＜続き＞アンバンドルすべき具体的な機能としては、認証・課金、コンテンツ配信、PUSH型サービスに関する機能等がある

#### ③PUSH型サービスに関する機能

「SMS(ショートメッセージサービス)」、「EZチャンネル」、「EZニュースフラッシュ」、「iチャンネル」、「Music&Videoチャンネル」、「iコンシェル」等のPUSH型サービスに関して通信事業者以外には提供できないため多様性がない

#### ④端末で利用するアプリケーション機能

アプリケーションに関しては、利用できる機能や配信する設備が通信事業者によって制限される場合があるため、コンテンツ・サービスに合わせてアプリケーションを利用することが制限される

#### ⑤コンテンツ・サービスのためのAPI機能

例えば、GPSを使用した位置情報API機能は、ナビゲーションサービスを行う上で必要不可欠であるが、通信事業者からAPIが一般に開示されていない場合があるため、位置情報を利用した多様なナビゲーションサービスが提供できない

#### ⑥ストレージに関する機能

メールやコンテンツ等のお預かりサービスは、通信事業者が提供するサービスのみであり、利用者は多様な選択肢がない

#### ⑦ポータル、ISPサービスに関する機能

現在の公式メニューやISPサービスには、実質上、通信事業者によるもの以外の選択肢がなく、利用者が任意に選べないため多様性がない

#### ⑧コンテンツ制作に関する仕様を公開する機能

通信事業者は、「端末仕様書」「アプリ仕様書」「ネットワーク仕様書」等の接続の規制や、詳細仕様を公式サイト以外に開示しないため、多様な事業者が公平にサービス提供できない

### ■加入者パケット交換機機能、位置情報提供機能、料金情報提供機能、SMS機能等のアンバンドルが必要

■現在の日本の移動通信ネットワークが、ITU等の世界標準を採用していることから、当該世界標準により定義されているインターフェース毎に機能のアンバンドル化を図ることが基本。**3GPP標準に基づく3G網であれば、RNC、MSC、HLR、VLR、SCF、SMFなどがアンバンドルの対象**(MVNO協議会)

■**上記以外のアンバンドル化の具体例としては**、現在、既に実施されているように、移動通信網を回線交換通信網機能とパケット交換通信網機能に分割することに加えて、**パケット交換網の加入者パケット交換機機能(3GPPのSGSN)、パケット交換に係るレイヤ2レベルでの接続機能、モバイルポータルサービス用プラットフォーム機能、位置情報提供機能、料金情報提供機能、ローミング機能、SMS機能、パケット通信における着信機能、新たな網構成における通信制御系機能(例えばIMS)**等が挙げられる(MVNO協議会)

■この議論は、第二種指定電気通信設備の範囲とも関わる。**パケット交換におけるレイヤ2レベルでの接続機能**のアンバンドル化については、一部のMNOで機能開放が実現又は確定している一方、他のMNOでは、全く議論が進展しているようには見受けられない。IP化が進展する中で、本機能は**データ通信の骨格となる基本機能であることから、可及的速やかな措置が必要**(MVNO協議会)

■料金情報提供機能については、一定数の法人顧客が当該法人内の個々の社員や部門ごと、若しくは企業全体の通信費用を(例えば月の途中で)知りたいというニーズがあることを考えると、特にMVNOがサービスを提供している法人顧客に対して、(準)リアルタイムの料金情報提供が必要(MVNO協議会)

**■通信プラットフォーム機能は、他事業者が同様の機能を提供可能であり、新たに指定設備とする必要はない**

■当社の通信プラットフォーム機能は、既に提供しているISP接続インターフェースにより、他事業者も同様の機能が提供可能となっていることから、通信プラットフォーム機能を新たに指定設備とする必要はない(NTTドコモ)

**■通信プラットフォーム機能のオープン化は、規制として導入するのではなく、ビジネスベースを基本とすべき**

■「通信プラットフォーム研究会」報告書でも、今後、民間主体のフォーラム等で関連事業者の自由な合意形成を図ることによる実現を図り、多様なコンテンツプロバイダ等の要望を踏まえつつ、必要な機能や実現方式等を検討していくことになっている。このように、今後、通信プラットフォームを利用した多様なサービス提供が見込まれることから、**サービスの萌芽期においては、規制として導入するのではなく、市場の発展を促すような仕組みが必要。諸外国でも**、ビジネスベースで市場の活性化が図られており、**通信プラットフォームに関する規制は課されていないと認識**(NTTドコモ)

■コンテンツ配信市場・通信プラットフォーム市場では、今後、一層サービスの多様化が見込まれており、事前規制を課すのではなく、各事業者・コンテンツ配信事業者等に対して自由なビジネス環境の中で創意工夫を促進することが適切(NTTコミュニケーションズ)

■移動体は、限られた無線帯域を複数のユーザで共有するという技術的特性があり、常にネットワーク全体の安定運用確保に配慮しながら設備を運用することが必要。そのため、各事業者はMVNO等からの要望に対し、協議を行い、合意の上で接続箇所等を決定しており、このような現状の枠組の継続が適当(KDDI)

■一般的に、**携帯事業者は、プラットフォーム機能等を活用したサービス仕様や、端末仕様等を工夫して事業展開することにより、周波数という有限資源の効率利用を行い、安定的なサービス提供を図っている**。今後のIP化・ブロードバンド化の更なる進展の中、**利用者へのトータルサービス提供の土台となる携帯事業者の安定的なネットワークサービス運営を継続する視点がより一層重要となる**ことを十分に踏まえ、移動網の通信プラットフォーム機能への過度な行政介入は避けるべき(SB)

**■通信プラットフォーム機能のオープン化は、全携帯事業者の取組として検討すべき**

■「通信プラットフォーム研究会」報告書では、全ての携帯事業者に対して同等のサービス提供が可能となる枠組みが求められているところであり、コンテンツビジネスの活性化を図る観点からも、二種指定事業者に限らず、全携帯事業者の取組として検討すべき(NTTドコモ)

■携帯事業者の競争が進展するとともに、ポータビリティの促進が図られる状況下においては、コンテンツ配信事業者にとっては、全携帯事業者に対して同等の機能の提供を受ける環境の整備が必要(NTTコミュニケーションズ)

■現状においても、上位レイヤー・下位レイヤーを問わず様々な事業者がプラットフォーム機能を提供しているところであり、独自の端末とプラットフォーム機能を用意して垂直統合型のビジネスモデルでサービス提供する事業者も登場している。したがって、二種指定事業者のみを対象としてオープン化すべき機能があるかを議論することは適切ではない(KDDI)

**【検討項目2】固定網(NGN)の通信プラットフォーム機能**

①NTT東西のNGN(Next Generation Network)については、現在、3つのインターフェース(NNI、UNI、SNI)が開示されるとともに、4つの機能(收容局接続機能・IGS接続機能・中継局接続機能・イーサネット接続機能)がアンバンドルされている。

しかし、これらのインターフェース・機能は、電話・インターネット接続・コンテンツ配信等のサービス提供を行うためにNGNを利用する事業者に対するものであっても、品質制御機能等の通信プラットフォーム機能のみを利用する事業者に対するものとはなっていない。

この点、接続事業者からは、**品質制御機能等を利用するためのインターフェースの開示・当該機能のアンバンドルを求める意見が示されているが、この点についてどのように考えるか。**

②その他、NGNの通信プラットフォーム機能について検討すべき事項はあるか。

**■認証機能、セッション制御機能、品質制御機能のアンバンドルを要望**

■ITU勧告では、NGNは、NGN事業者以外の第三者のアプリケーションのために、2種類のANIを定義。1つは、サービスプラットフォームをNGNの内部に構築し、アプリケーションに各種プラットフォームサービスを提供するためのインターフェース、もう1つは、NGNのコアとなるIMSをSIPサーバで直接制御することによってNGN事業者以外の第三者でもサービスプラットフォームを構築することができるインターフェース(ISC、Sh等)だが、NTT東西のNGNでは、いずれのインターフェースも提供されていない。

NGN事業者に対して、NGN事業者以外の第三者が、サービスプラットフォームを構築するためのインターフェースを公開することを要望し、更にアプリケーションサービス事業者やコンテンツ事業者に対して多様なサービス提供が可能となるよう、認証機能、セッション制御機能、品質制御機能のアンバンドルを要望(テレサ協)

**■品質制御機能をアンバンドルして、接続事業者がNGNをアクセス回線とした自社ブランドのOAB～JIP電話が提供可能となるようにすべき**

■品質制御機能等をアンバンドル化し、同機能と接続することによって、NGNをアクセス回線とした接続事業者が提供するOAB～JIP電話が実現できると考える。

**NTT東西と個別協議の段階だが、実現まで長期間を要するものと想定されるので、本審議会での早期検討を要望**(フュージョン・コミュニケーションズ)

■品質制御機能は、接続事業者による多様なサービス提供に資する最重要な機能の一つであり、事業者間競争促進の観点から、ISP事業者が、自社のブランドにてOAB～JIP電話を提供することを可能とすべく、品質制御機能のアンバンドルを検討してもらいたい(SB)

**■接続事業者の網に接続しているコンテンツ配信事業者が、NGNを経由してNGNの利用者向けにコンテンツ配信が可能となるようにすべき**

■接続事業者に接続したコンテンツ配信事業者が、接続事業者とNTT東西とのNNI接続を経由し、NTT東西の利用者向けに「マルチキャスト配信／ユニキャスト配信」を提供可能となるようにするとともに、NTT東西に接続したコンテンツ配信事業者が、接続事業者とNTT東西のNNI接続を経由して、接続事業者の利用者向けに同様のサービスが提供可能となるようにすべき(SB)

■NGNには、通信伝送機能から独立した通信プラットフォーム機能は存在しない

- NGNは、高い信頼性、安全性、セキュリティ確保を特徴とした高速・広帯域のIPネットワークだが、現時点では、通信(伝送)を中心としたサービスを提供しており、「通信(伝送)機能」(通信(伝送)を実現するために必要な構成要素としての品質制御機能等を含む)は備えているが、通信(伝送)機能から独立したいわゆる「プラットフォーム機能」は備えていない(NTT東日本、NTT持株)
- 現時点で、当社のNGNに具備されている品質制御機能等は、通信伝送機能の一部の構成要素として開発しており、通信伝送機能から独立して存在しているものではない。したがって、通信伝送機能から独立した汎用的ないわゆるプラットフォームは存在していない(NTT西日本)

**【検討項目】紛争処理機能の強化等**

- ①電気通信事業紛争処理委員会は、電気通信事業法に基づき、原則、当事者がともに電気通信事業者である場合の紛争事案のあっせん・仲裁を行うこととされているため、**電気通信事業者ではない通信プラットフォーム事業者やコンテンツ配信事業者と電気通信事業者との間で接続等に関する紛争事案が生じて、同委員会の紛争処理の対象とはならない。**  
IP化の進展等に伴い、通信プラットフォーム市場やコンテンツ配信市場が拡大する中で、今後、これらの市場との関係でも接続等に関する紛争事案が増加すると考えられることを踏まえ、迅速かつ円滑な紛争処理を確保する観点から、**電気通信事業者とこれらの事業者間の紛争事案を同委員会の紛争処理機能の対象とすることについてどのように考えるか。**
- ②**電気通信事業は営んでいるものの、電気通信事業法の適用除外とされている通信プラットフォーム事業者やコンテンツ配信事業者について**、今後、通信プラットフォーム市場・コンテンツ配信市場の拡大が見込まれる中で、**電気通信事業者でないことに起因する不利益を回避する観点から、電気通信事業法に関して検討すべき課題はあるか。**
- ③その他、紛争処理機能の強化等について検討すべき事項はあるか。

**① ■電気通信事業を営んでいるものの、電気通信事業者に該当しない通信プラットフォーム事業者等は、紛争処理機能の対象とすべき**

- 通信プラットフォーム市場やコンテンツ配信事業の公正な競争環境を整備するためには、主要なプレイヤーである「電気通信回線設備を設置せず配信サーバ等の電気通信設備を利用して事業展開を行う事業者」も電気通信事業者と同様に電気通信事業法上の紛争処理の対象とすべきである(MCF)
- 迅速かつ円滑な紛争処理のため、電気通信事業者と通信プラットフォーム事業者等との間の紛争事案追加は必要(STNet)

**① ■紛争処理の対象範囲を広げるに当たり、どこまで拡大するかの基準の明確化や法の適用範囲の整理等が必要**

- 現行の事業法上、紛争処理は電気通信事業者間の紛争処理の解決スキームと位置付けられているところ、コンテンツプロバイダ等に対象範囲を広げるに当たり、どこまでその対象範囲を拡大するかといった基準の明確化や法の適用範囲の整理等が必要(NTTドコモ)

**① ■電気通信事業者に該当しない事業者に関する紛争事案は、現行の一般的な紛争処理手段を用いて解決することを原則とすべき(KDDI)****② ■回線設置せず配信サーバ等を利用して事業展開を行う者等も、事業法上の接続ルールが適用できるようにすべき**

- 回線を設置せず配信サーバ等を利用して事業展開を行う者等も、事業法上の接続ルールが適用できるようにすべき。そのため、当該者の新区分を含めて検討すべき(MCF)
- 「非電気通信事業者」として事業法上の不利益を回避する観点から、「電気通信事業者」として適用されるなど事業法改正等の検討が必要(STNet)

**③ ■土地等(電柱・管路などを含む)の使用に関する紛争事案も含め、対処がなされるよう検討すべき**

- 「新競争促進プログラム2010」では、土地等(電柱・管路などを含む)の使用に係る紛争事案について、現行の裁定に加えて、あっせん・仲裁を可能とする仕組みとする等、紛争処理機能の取扱い範囲の拡充にも可能な限り速やかに所要の制度整備を行う方針が示されている。この点も含め、対処がなされるよう検討すべき(SB)

## 【検討項目1】逆ざや問題

第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を設置する事業者の接続料は、コストに適正利潤を加えた事業者間均一料金での設定が義務付けられている。他方、接続事業者側は、当該均一料金とは無関係に任意に接続料が設定可能であるため、接続料で利益を稼ぐことを目的として、不当に高額な接続料を設定することを懸念する意見がNTT東西から示されているところである。

- ① **接続料で利益を稼ぐことを目的として、「不当に高額な接続料」を請求することは、電気通信事業法に規定する接続の拒否事由(法第32条第2号)に該当する可能性があると考えられるが、どうか。**
- ② **この場合、「不当に高額な接続料」の判断基準として何が考えられるか。以下の点についてどのように考えるか。**
  - ア **コストに適正利潤を加えた事業者間均一料金の設定が義務付けられていない事業者は、当該義務付けがある事業者との関係では、自らの接続料を低廉化して請求するインセンティブが働きにくいこと**
  - イ **高額な接続料を設定する接続事業者については、当該事業者向け利用者料金にその分転嫁することの適否や転嫁する場合の利用者への影響**

### ①拒否事由への該当性

#### ■接続事業者の接続料が不当に高額な場合は、接続の拒否事由に該当する

- 音声通信サービス相互の接続で、当面、現行の接続料精算方式を採用する場合に生ずる、規制のない相手事業者の接続料水準との間の逆ざやについては、相手事業者の接続料が不当に高額であれば、少なくとも事業法第32条に基づき接続拒否できるとすべき(NTT持株)
- 電気通信事業法上、接続拒否事由に該当すると考える。二種指定事業者以外でも、約2,000万契約を持つ事業者が存在しており、当該事業者と接続を行わないという選択肢は取り得ず、接続料等の協議で不当に高額と思われる接続料を受け入れざるを得ないといった問題が発生している(NTTコミュニケーションズ)

### ①拒否事由への該当性

#### ■ユーザ料金の高騰を招いて自らの市場競争力を失うため、接続の拒否事由に該当しない

- 「不当に高額な接続料」を請求する事業者は、一般的に市場支配力のない事業者と考えられ、かつそのような事業者が、「不当に高額な接続料」を請求しても、結局は、ユーザ料金の高騰を招いて自らの市場競争力を失うことは自明であることから、事業法第32条第2号の拒否事由に該当しない(MVNO協議会)

### ①拒否事由への該当性

#### ■事業者間の接続料水準に差異が生じていることをもって、直ちに接続の拒否事由とするのは認められない

- 接続料は、各事業者が個別に構築しているネットワークのコストや事業運営に係るコストをベースに算定するものである以上、ネットワークシステムの種類が大きく異なる固定事業者と携帯事業者間で差異が生じるのはもちろんのこと、同種のネットワークを有する事業者間においても、接続料の水準に差異が生じることが当然発生し得る事象。特に、携帯事業者間では、事業者ごとの事業規模、保有する周波数帯の差異に起因し、事業者間で水準に差異が生じてしかるべき。**したがって、事業者間の接続料水準に差異が生じていることをもって、直ちにそれを接続の拒否事由にすることは認められない(SB)

**①拒否事由への該当性** ■接続拒否は、利用者の利便性を損なう。暫定的に相互に接続料を支払わずに接続可能とすること等も検討してもらいたい

■接続事業者の接続料が「不当に高額」であるときは、事業法に規定する接続拒否事由に該当するものとして取り扱うことが適当であるが、実際には、事業者間の接続料交渉がまとまらないことを理由に接続拒否を行い、利用者に迷惑をかけることはできないので、事業者間の接続料交渉がまとまるまでの間は、暫定的に相互接続料を支払い合うことなく接続することも検討してもらいたい(NTT東西)

■接続の拒否事由に該当するとしても、接続拒否を行うこと自体が利用者の利便性を大きく損なう可能性があるため、軽々に拒否を前提とした検討を行うことは適切ではない(イー・モバイル)

■ユーザ利便に多大な支障が生じる接続拒否よりも、事業者間の同等性を担保するため、**例えば、低減後接続料を適用しない(遡及精算は行わない)等の対応措置も、「不当な差別的取扱い」に該当しないものとして認められるべき**(NTTドコモ)

**②判断基準** ■コストに照らして適正か否かにより判断すべき

■接続料がコストに照らして適正か否かにより判断すべきであり、それを検証するために、現在規制の対象となっていない接続事業者も現行の会計データ等により検証に必要な算定根拠をオープンにすべき(NTT持株)

**②判断基準** ■原価に比較して相当高い、営業費用相当分を除いた利用者料金と比較して接続料が高く逆ざやになっている等

■「不当に高額な接続料」となる可能性があるのは、次の3点。①接続料原価に比較して相当に接続料が高い、②営業費用相当分等を除いた利用者料金と比較して接続料が高く逆ざやとなっている、③接続する事業者によって設定接続料が異なることに起因して、接続事業者が同様のサービス提供を実現できない(イー・モバイル)

**②判断基準** ■ユーザ料金設定における支障度合いや経営状況に与えるインパクト等を踏まえ、ケースバイケースで判断すべき

■接続事業者のユーザ料金設定における支障度合いや経営状況に与えるインパクト等を踏まえ、ケースバイケースで判断されるべきであり、**着信先によらない統一的なユーザの料金設定に支障を与えない範囲であることが必要**(NTTドコモ)

**②判断基準** ■算定根拠が非公開。接続事業者が総務省に申出を行った場合に、総務省が算定根拠等を提出させて、判断してもらいたい

■**接続事業者の接続料に関する算定根拠等が公開されておらず、算定根拠等の提示をお願いしても応じて頂けない状況**にあることから、接続事業者の接続料が「不当に高額」であるか否かを判断することができないと考えているため、接続事業者の接続料がひかり電話の接続料よりも高い水準にある場合において、**当社が事業者間協議が整わないとして総務省に申出を行ったときは、総務省において、接続事業者から各年度ごとの会計データ等に基づく算定根拠等を提示させる等して、接続料の適正性を検証し、「不当に高額な接続料」であると認められた場合は、これを是正する措置を講じてもらいたい**(NTT東西)



## ②判断基準

■ネットワーク構成や設備規模等は、事業者ごとに異なるため、判断基準を設けることは困難

■ネットワーク構成や設備規模等は事業者ごとに異なるため、一律に接続料の適正性を判断することは困難。したがって、接続拒否事由に該当するような「不当に高額な接続料」の判断基準を設けることも不可能。問題が生じた場合には、**事業者間で協議して解決することを前提とし、仮に調整が見つからない場合であっても、接続拒否の判断基準等でなく、既存の紛争処理手段で解決することを基本とすべき**(KDDI)

■事業者ごとにネットワーク構成・規模等が異なるため、接続料の適正性については、一概に基準を設けることは困難。仮に事業者間で問題が生じた場合には、基本的には事業者間の協議にて解決すべき(ウィルコム)

## ②ア低廉化インセンティブ

■接続料を低廉化して請求するインセンティブが働きにくいことは否定できない(NTTドコモ)

## ②ア低廉化インセンティブ

■競争を通じたコスト低減化等が接続料の低廉化につながるの**は明白であり、インセンティブが働きにくいとの考えは不適切**

■接続料は、各事業者が個別に構築しているネットワークのコストや事業運営に係るコストをベースに算定するものである以上、各事業者が市場競争を通じたコスト低減化等の経営努力の結果が、接続料の低廉化につながるの**は明白な事実**。加えて、平成16年度競争評価では、一般的には相互接続通話における事業者間取引において互いの事業者は対称的な地位にあり、どちらも一方的に接続料を引き上げることはないとの評価がなされている。したがって、接続料を低廉化して請求するインセンティブが働きにくいとの考えは適切ではない(SB)

## ②イユーザ料金への転嫁

■利用者料金に接続料水準差を反映するかは、基本的に事業者が自由に決定可能な事項

■利用者料金に接続料水準差を反映させるか否かは、市場環境や利用者への影響等、様々な要素を考慮の上、料金設定権を有する事業者が自由に決定可能な事項。したがって、相手先事業者ごとに利用者料金が異なることになったとしても、特定の者に対して不当に差別的取扱いをするもの、社会的経済的事情に照らして著しく不適当といったものでない限り、基本的には事業者の自由な裁量に委ねられるべき(SB)

## ②イユーザ料金への転嫁

■接続料は、着信先によらない**統一的で分かりやすいユーザ料金**が設定可能な範囲内であることが必要(NTTドコモ、NTT持株)

■不当に高額な接続料を受け入れざるを得ない問題が発生しており、当該事業者を二種指定事業者に指定し、公正な競争環境を整備すべき(NTTコミュニケーションズ)

## 【検討項目2】ビル&キープ方式

■ビル&キープ方式には、以下のような検討すべき課題があるが、それぞれについてどのように考えるか。

- ①ビル&キープ方式では、互いの網に流入する通信量が均衡している場合に適用し、通信量の均衡が崩れた場合はエンドエンド方式に移行するという運用が考えられるが、**通信量の均衡・不均衡に係る基準は、どのような考え方で設定すべきか。**
- ②ビル&キープ方式では、自網発通信の利用者料金収入で、自網発だけでなく自網着の通信も含めてコスト回収できるようにすることが必要となるが、このような**コスト回収の方法についてどのように考えるか。**
- ③**ビル&キープ方式と現行の接続制度との関係については、**以下のような問題があるが、この点について**どのように考えるか。**
  - ア 一のアンバンドル機能の接続料の算定方法について、事業者ごとに差異が生じることとなること
  - イ 利用者料金はエンドエンド料金を設定する一方、接続料を互いに支払わないことは、第一種指定電気通信設備等に係る接続料についてコストに適正利潤を加えた事業者間均一料金としたこととの間で整理が必要となること

### ①通信量の均衡・不均衡

■ビル&キープ方式は、通信量の均衡・不均衡だけでなく、コスト構造がほぼ類似している場合に公平性が保たれる制度

■通信量が均衡していることのみをもって適用されるものではなく、通信量が均衡し、互いが負担する接続料が同等である場合に適用し得る一つの方式。したがって、通信量のみに着目して検討すべきではない。固定網である一種指定設備と移動網との接続等、コスト構造が全く異なるネットワークとの接続に対して、ビル&キープ方式を適用することはできない(SB)

### ①通信量の均衡・不均衡

■事業者ごとにネットワーク構成等が異なるので、一概に導入基準を設けることは困難

■ビル&キープ方式は、一つの事業者間精算方式として有効だが、事業者ごとにネットワーク構成等が異なることを踏まえれば、一概に基準を設けることは困難であり、導入可否・条件等は、事業者間の協議で決定すべき(ウィルコム)

■ビル&キープ方式の適用条件としては、通信量の均衡に加えて、ネットワークの規模や構成といった論点も存在(KDDI)

### ①通信量の均衡・不均衡

■通信量の均衡を導入基準とすること自体、新規参入事業者や小規模事業者には、一般的に不利で適切でない

■通信量の均衡が保たれているかどうかを導入の基準とすることについては、新規に参入した事業者及び小規模事業者にとっては、一般的に不利になり、事業者間の公平性の担保がされないため、導入自体が不適切(イー・モバイル)

### ①通信量の均衡・不均衡

■判断基準は、設備増強等ネットワークに与える影響や事業者間の利用形態等を踏まえ、検討を深めることが必要

■通信量の均衡が崩れた場合は、接続料のやりとりが必要となってくると考えられるが、通信量の均衡・不均衡の判断基準は、設備増強等ネットワークに与える影響や事業者間の利用形態等を踏まえ検討を深めていくことが必要(NTT東西)

### ②コスト回収方法

■コスト回収範囲の変更を伴うことから、利用者におけるコスト負担の公平性の観点から、慎重な検討が必要

■接続料の精算を前提としたエンドエンド料金が市場に浸透している現状では、ビル&キープ方式への移行の推進は極めて困難な作業。すなわち、ビル&キープ方式への移行は、コスト回収範囲の変更を伴うものであり、利用者におけるコスト負担の公平性の観点から慎重な検討が必要。また、議論の結果、米国等で見られる、利用者料金の体系を着信者が着信網等のコストを負担するRPP(Receiving Party Pays)方式に移行するという結論に至る可能性もあり、慎重な議論が必要(SB)

### ②コスト回収方法

■接続料精算コスト不要、相手方接続料水準にかかわらずユーザ料金を設定可能、コスト削減インセンティブ向上等のメリット

■**接続料水準に関するトラブルが回避でき、接続料の精算コストも不要**となることから、事業者間の合意が得られる限り、否定されるものではない。更に、ビル&キープ方式は、着信事業者への接続料と自網着通信の接続料を精算しない方式であることから、**他社接続料水準に左右されず、自社でコントロール可能な自網区間コストだけをもとにユーザ料金の水準を決定可能**。また、ビル&キープ方式を採用すれば、**コスト削減のメリットが設備を構築する事業者に帰属することから、事業者のコスト削減インセンティブを高めることになる**(NTT持株、NTT東西、NTTドコモ)

### ③接続制度との関係

■原価の適正性の検証が困難、ビル&キープ方式が適用されている者といない者との負担の公平性が不透明等の問題

■一種指定事業者の接続料は、コストに適正利潤を加えたものであることとされているが、ビル&キープ方式の適用により、コスト構造が不透明になる懸念があり、また一のアンバンドル機能でビル&キープ方式を適用する事業者と適用しない事業者とが混在することで、負担の公平性が確保されているかが不透明となる懸念がある(SB)

■接続する事業者によって**ビル&キープ方式と現行の接続制度が混在するようになれば、接続料の適正性と公平性の検証ができなくなり、適切でない**(イー・モバイル)

■事業者間の合意があれば、個別の導入は否定されるものでない(NTT持株、NTT東西、NTTドコモ)

■将来有用となる可能性はあるが、現段階では時期尚早。ビル&キープの定義について関係者間での認識共有から始めるべき(KDDI)

### 【検討項目】固定通信と移動通信の融合時代等における接続ルールの在り方

- ① **今後の接続ルールやその基となるドミナント規制の在り方を検討する際には、どのような視点で検討を行うことが必要か。** 検討上踏まえるべき視点として、例えば、固定通信と移動通信の融合、通信サービスレイヤーにおける市場支配力の上位レイヤー（通信プラットフォーム・コンテンツ配信レイヤー）へのレバレッジなどが考えられるが、他にどのような視点が考えられるか。
- ② また、**上記の視点に基づき、現行の接続ルールやその基となるドミナント規制について規制対象**（公正競争条件を確保すべき市場の画定や当該市場における市場支配力を有する者の認定の在り方等）**や規制内容**（市場支配力を有する者に対して課すべき接続料・接続条件に係る規制等）**などを検証する場合、今後見直しが必要になると考えられる事項として何が考えられるか。**

### ■FMCサービスの普及に伴い、固定通信・移動通信の市場に加えて、FMCサービスの市場を画定することが必要

■現行の制度では、固定通信サービスと移動通信サービスは異なる市場として画定されるが、今後はFMCサービスの普及に伴い、固定通信サービスと移動通信サービスの市場に加えて、FMCサービスの市場を画定することが必要（テレサ協）

### ■隣接市場でそれぞれ市場支配的な地位にある事業者が、排他的に結合してFMCサービスを提供することは認められない（KDDI）

### ■FMCサービスの本格化を考えた場合、携帯事業を展開しているグループ会社には、ドミナント規制に加え、携帯事業以外への影響を配慮した監視が必要

■**自社グループ内の携帯電話と固定電話との無料通話が提供されたことで、携帯電話市場を作用点とした固定電話市場へのレバレッジ（又はその逆）がかかり**、また近い将来、FMCサービスの本格化を考えた場合、携帯電話事業を展開しているグループ会社には、現状のドミナント規制に加えて、携帯電話事業以外への影響を配慮した監視が必要（フュージョン・コミュニケーションズ）

### ■FMCサービス等水平的市場統合に対応した規制は、一種指定設備・二種指定設備制度があるので、新たに必要はない

■FMCサービス等の固定／移動融合サービスの提供等、部分的な水平的市場統合に対応したドミナント規制に係る議論については、現在の指定設備規制において、固定系のボトルネック性についてはネットワークのオープン化により小売市場に及ぼす影響を遮断する措置が、また移動系設備については円滑な接続を確保するための措置が、それぞれ既に講じられているため、新たな規制を設ける必要はない（NTT東西）

■FMC等は、今後進展が期待されているサービスであることから、まずは事業者の自由な事業展開に委ね、想定や懸念に基づいて新たなドミナント規制を設けるのではなく、各事業者による自由な事業展開の結果、仮に問題が生じた場合に、事後的に解決する姿勢に徹すべき（NTT持株、NTTドコモ）

### ■通信サービスレイヤーにおける市場支配力の上位レイヤーへのレバレッジを検討項目としていることに賛成

■「通信サービスレイヤーにおける市場支配力の上位レイヤーへのレバレッジ」を検討項目としていることに賛成。これの意味するものとして「通信事業者による通信プラットフォーム事業者及びコンテンツ配信事業者の公平な取扱い」が想定されるが、その他に「通信事業者の上位レイヤー参入による通信事業者と上位レイヤー事業者(通信プラットフォーム事業者・コンテンツ配信事業者)間の公平な競争環境」を検討する視点は特に必要(MCF)

### ■指定事業者が、通信レイヤーの市場支配力を背景に、他の分野でも支配力を行使している例として、販売チャネルに対するものも存在(MVNO協議会)

### ■上位レイヤーで市場支配力を持った者が、その支配力を通信等の下位レイヤーに及ぼす可能性にも留意が必要

■上位レイヤーで市場支配力を持ったプレイヤーが、通信等の下位のレイヤーにその支配力を及ぼす可能性にも留意が必要(KDDI)

■今後、上位レイヤーで市場支配力を保有するプレイヤーが、垂直統合型サービスで市場支配力を行使することも想定されるため、通信レイヤーを起点としたレバレッジだけを議論するのではなく、上位レイヤーで市場支配力を有する事業者による上位レイヤーからの市場支配力の行使についても議論を深めることが必要(NTT東西)

■ポータルやCGMなどコンテンツ市場の拡大が進展している中で、通信プラットフォーム事業者やコンテンツ配信事業者など上位レイヤー事業者による通信サービスレイヤーへの市場支配力が高まってきている。このため、通信プラットフォーム事業者等の事業法の位置付けを明確にし、市場支配力の濫用を規制する仕組みも必要(STNet)

### ■市場間の緊密化・融合化に伴い、NTTグループ会社の競争力が相乗的に高まり公正競争を阻害するおそれ。規制の在り方を検討すべき

■市場間の関係の緊密化・融合化に伴い、NTTグループ各社の競争力が相乗的に高まり、公正競争を阻害するおそれがあるため、特に「NTTグループ各社の連携がもたらす共同的・一体的市場支配力の影響(ドミナント事業者同士のFMC、販売店等子会社との連携、上位レイヤーとの連携)」、「NTTのブランド力がもたらす競争優位性」を踏まえ、公営競争確保のためのルール・規制の在り方を検討すべき(SB)

### ■具体的には、共同的・一体的支配力規制のための支配的事業者グループに対する規制の在り方等について検討が必要

■以下に掲げる事項等について、見直しの必要性を含めた検討が必要(SB)

- ①規制対象 共同的・一体的市場支配力規制のための支配的事業者グループに対する規制対象の在り方  
市場支配力の認定基準としてのボトルネック性の堅持と、その他市場支配力(シェア等)との区分の整理
- ②規制内容 市場支配的事業者グループへのより実効的な行為規制・接続規制等の賦課の在り方  
卸市場と小売市場等、規制対象と規制内容の関係性の整理
- ③その他 特定関係事業者制度の在り方  
競争セーフガード制度や競争評価との関連及び各制度の見直しの必要性

＜続き＞ ■具体的には、共同的・一体的支配力規制のための支配的事業者グループに対する規制の在り方等について検討が必要

■市場環境の変化を踏まえ、複数市場に跨る市場支配力の認定や共同的な市場支配力の濫用を防止するための新たな規制の枠組みを構築することが適当。見直すべき事項としては、特に、①**実質的な規制逃れが懸念される子会社や代理店・アウトソーシング会社等を通じたドミナント事業者による事業活動への各種規制の適用**、②**特定関係事業者制度を含め、ドミナント事業者に適用される禁止行為規制の更なる強化については、早期の実現が必要**(ケイ・オプティコム)

■NTT持株会社によるグループ経営の継続は、固定と移動が融合していく時代には強力な市場支配力をますます促進させるため、**NWの共同構築などについても直ちに認められるべきものではない**し、今後、**固定と移動の市場支配力を分離させる施策の検討も必要**(イー・アクセス)

■ユーザの利便性向上に対する要請に機動的かつ柔軟に対応できない。時代にそぐわない枠組みとなっている現行のドミナント規制は撤廃を含めて見直すべき

■**ドコモ分社時やNTT再編成(地域・長距離)時に設定されたNTTグループに係る累次の公正競争要件は、当時の競争事業者の事業形態との同等性を確保するために実施されたもの**だが、現在は、事業者の合従連衡が進展し、現に**NTTグループ以外の他社は、固定・移動事業を一体として提供し、更に今後固定・移動を同一のネットワークに統合する計画を公表**しているほか、**料金面でも固定・移動間の無料通話を提供するなど、一体経営のメリットをフルに活かした経営を行っている**のに対して、**NTTグループは本指定設備制度等により経営の自由度に大きく制約を受けており、ユーザの利便性向上に対する要請に機動的かつ柔軟に対応できない状況**にある。**このように、競争環境は大きく変化しており、時代にそぐわない枠組みとなっていることから、現行のドミナント規制は、撤廃を含めた見直しを行うことが必要。**

**更に、ICT市場の軸は、ネットワークサービスからアプリケーションサービスに移行しつつあり、その中でグローバルなプレイヤーが世界的規模でサービスを提供しており、接続ルールの前提となる市場画定も、現実の状況を踏まえた見直しが必要**(NTT持株、NTT東西)